



日本の共済事業
— ファクトブック2021 —

一般社団法人 日本共済協会

日本の共済事業 ファクトブック2021

日本共済協会では、共済についてのご理解を深めていただくため、「日本の共済事業 ファクトブック2021」を作成いたしました。

ファクトブックには、協同組合と共済について、協同組合が実施する共済事業の概況、当協会および会員団体の概要と活動内容などを掲載しています。

事業の概況は、2021年12月に当協会が発行した「2022年版共済年鑑」のデータをもとに、各種協同組合法にもとづき共済事業を実施しているおもな協同組合の2020年度の事業実績をとりまとめたものです。

また、会員団体の概要・活動内容に関しては、当協会に加盟する18の会員団体についてご紹介しています。

小誌が、共済、協同組合についてのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

共済事業をおこなう協同組合は、組合員の皆さまの要望に応じた保障を提供し、共済金を迅速にお支払いするなど、組合員の立場に立った事業運営をすすめることを通じて、組合員の負託に応え、社会的な役割と責任を果たしていくよう、これからも一層努力してまいります。今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年12月
一般社団法人 日本共済協会

CONTENTS

も く じ

日本の共済事業 ファクトブック 2021

I 協同組合と共済

1. 協同組合について	
(1) 協同組合とは	2
(2) 協同組合のはじまり	3
(3) 日本の協同組合の現状	4
(4) 協同組合間の連携	4
(5) 世界の協同組合と高まる期待	4
2. 共済について	
(1) 共済とは	6
(2) 共済の歴史	8

II 共済事業の概況（2020年度）

1. 共済事業の概況	
(1) 組合員数	9
(2) 契約件数	9
(3) 共済金額	10
(4) 受入共済掛金	10
(5) 支払共済金	10
(6) 総資産	10
2. 共済種類別概況	
(1) 火災共済	11
(2) 生命共済	11
(3) 傷害共済	12
(4) 自動車共済 (自賠責共済を含む)	12
(5) 年金共済	13

III 日本共済協会

1. 協会とは	14
2. 協会の目的	14
3. 協会のあゆみ	14
4. 協会の会員団体	14
5. 協会の組織機構	15
6. 協会のおもな活動	15

IV 会員団体

1. 会員団体一覧	20
2. 会員団体で取り扱っている 共済種類一覧	30
3. 会員団体の社会活動	
(1) 福祉・健康増進活動	31
(2) 交通安全・交通事故等被害者 支援活動	34
(3) 文化・スポーツ活動	37
(4) 環境保全活動	38
4. 自然災害への会員団体の取り組み	
(1) 会員団体がお支払いした 共済金等	39
(2) 会員団体の取り組み	41
5. 会員団体の国際活動	
(1) 国際協同組合保険連合 (ICMIF)	43
(2) ICMIFのおもな活動	44

V 資料

1. 協同組合のアイデンティティに 関するICA声明	46
2. 日本の共済事業および 日本共済協会のあゆみ	47
3. 共済に関する基本用語	50
4. 小誌の作成にご協力いただいた 共済団体一覧	51

I 協同組合と共済

II 共済事業の概況
(2020年度)

III 日本共済協会

IV 会員団体

V 資料

I 協同組合と共済

1 協同組合について

(1) 協同組合とは

協同組合は、生活の改善を願う人々が自主的に集まり、共通の目的を達成するために組織される営利を目的としないたすけあい・相互扶助の組織であり、職業、職場、地域などを範囲として、法律に基づいて設立されています。

協同組合に加入したい人は、それぞれの団体の条件に応じて出資金を支払い、組合員になることができます。組合員は事業を利用できるとともに、運営にも自分の意見を反映させることができます。人と人との協同を原点に、組合員のくらしを守り豊かにすることを目的に活動する組織が協同組合です。

協同組合について定める代表的な法律として、事業の種類に従い、以下の4つの協同組合法があります。いずれの法律にも、制定趣旨と組合の目的が次のように定められています。

農業協同組合法

第1条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第7条 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。

水産業協同組合法

第1条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

第4条 組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

消費生活協同組合法

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員〔略〕に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

中小企業等協同組合法

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第5条 1項 1号 組合員又は会員〔略〕の相互扶助を目的とすること。

2項 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

【株式会社との違い】

株式会社は、社会の不特定多数の人々を対象に商品・サービスを提供することを通じて利益をあげることが目的とした組織であり、人々が必要とする商品・サービスを生み出すことで、社会に貢献しています。出資者である株主は、株式会社の利益の一部を配当として受け取る権利とともに、所有株式数に応じて与えられた議決権を株主総会で行使することにより、会社運営に参加する権利を有しています。

一方、協同組合は、株式会社と異なり、事業を通じてあげた利益を出資者に配当することが目的ではなく、協同組合の出資者である組合員に対して商品・サービスを提供することを通じて、組合員に直接奉仕することを目的とした相互扶助の組織です。協同組合の事業や活動目的に賛同した人は、組合員となり協同組合の事業の利用とともに、出資額に関わりなく一人1票の権利で組合の運営に参加することができます。

	協 同 組 合	株 式 会 社
目 的	組合員への商品・サービス等の提供を通じた組合員利益の増進、協同組合の発達を通じた国民経済の発展	社会への商品・サービス等の提供を通じた企業利益の追求、株主への配当、企業価値の向上
出 資 者	組合員	株 主
利 用 者	組合員	不特定
運営主体	組合員	株 主
運営方法	一人1票	一株1票

(2) 協同組合のはじまり

世界の近代的な協同組合の起源は、1844年に始まった「ロッチデール先駆者協同組合」といわれています。労働者のいのちと暮らしを守ることを目的に、倫理性を重視した経営が掲げられ、そこで定められた一人1票、購買高に応じた剰余金の分配、市価・現金主義、教育の促進などの運営原則（ロッチデール原則）は、以後の協同組合運動に受け継がれています。

日本では、ドイツの協同組合に注目した明治政府が、協同組合制度は国民の多数を占める農民の生活の安定に寄与すると考え、1900年（明治33年）、産業組合法を成立させました。産業組合法は日本初の協同組合法であり、加入・脱退の自由、一人1票といった原則が盛り込まれていました。産業組合法が施行された1900年に設立認可された組合は23組合^{*1}に過ぎませんでした。1935年（昭和10年）には、信用事業・販売事業・購買事業・利用事業およびこれらの事業を兼営する組合数は15,000組合^{*2}を超えるまでに拡大しました。しかし、日中戦争が長引き、太平洋戦争が始まると、戦時統制色が強められ、産業組合も国家的統制機関の一部として改組され、産業組合が有していた自主性・民主性は、ほとんど失われてしまいました。

戦後、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）にかけて、事業の種類ごとに、4つの協同組合法（農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法）



(写真：ロッチデール先駆者協同組合)

が新たに制定され、協同組合の法的な基礎が整備されたことに伴い、さまざまな事業分野にわたって、各地に多くの協同組合が設立され、現在に至ります。

※1：産業組合史刊行会（1965）. 産業組合発達史（第1巻） pp.329-331

※2：産業組合史刊行会（1966）. 産業組合発達史（第4巻） pp.8-9

(3) 日本の協同組合の現状

日本の協同組合にはさまざまな種類があり、私たちの暮らしの中で、あらゆる分野において事業を営み、日々の生活を支えている身近な存在です。具体的には、農業・漁業等従事者のための農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、一般消費者のための生活協同組合、中小企業のための事業協同組合に加え、金融業の協同組合といった性格を持つ信用金庫、信用組合、労働金庫などがあげられます。のべ1億500万人を超える人々が協同組合の組合員として加入しており、その事業収益は35兆3,000億円に達します。

(4) 協同組合間の連携

多様な協同組合が直面する様々な課題に、協同組合が連携強化して取り組み、地域で果たす役割・機能の可能性を自ら広げていくため、日本の協同組合を代表・連携する組織として、2018年4月に一般社団法人日本協同組合連携機構（Japan Co-operative Alliance、略称JCA）が設立されました。



JCAは、協同組合の“持続可能な地域のよりよい暮らし・仕事づくり”を目的とし、①協同組合間連携の推進・支援、②協同組合に関する政策提言・広報、③協同組合に関する教育・研究の3つの機能を備えています。

多様な協同組合の知見、情報、ネットワークを活かしながら、地域・都道府県・全国の各段階における協同組合間連携の拡大を目指しており、現在、JA都道府県中央会、地域の各種協同組合など600を超える団体がJCAに加盟しています。

(5) 世界の協同組合と高まる期待

①世界の協同組合と国際協同組合同盟（ICA）

世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織等が加盟しています。傘下の組合員は世界全体で約12億人にのぼります。

世界の協同組合を代表し連携する組織として、1895年に国際協同組合同盟（International Co-operative Alliance、略称ICA）が設立されました。ICAは、世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的として、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。

②2012年を「国際協同組合年（IYC）」とする国連総会宣言

国連では1957年より「国際年」を設け、共通する重要テーマについて、各国や世界全体が1年間を通じて呼びかけや対策をおこなうよう取り組んでいます。

2009年12月の国連総会で、2012年を国際協同組合年（International Year of Cooperatives=IYC）とすることが宣言されました。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証で、特に貧困削減・仕事の創出・社会的統合に向けて協同組合が果たす役割が着目されたものです。

「協同組合がよりよい社会を築きます」という世界共通のスローガンのもと、国内外で協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たす役割を広く知らせるなど、協同組合の発展に向けた取り組みがおこなわれました。

③持続可能な開発目標（SDGs）と協同組合

2015年9月の第70回国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、17の「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」が定められ、協同組合は「SDGs実現に向け役割を果たすべき民間のグループの一つ」として位置づけられています。

協同組合の成り立ちや事業の目的などは、「誰一人取り残さない—No one will be left behind」というSDGsの理念と重なっており、国際協同組合同盟（ICA）も、全世界の協同組合が総力を挙げて、SDGsの実現に向けて取り組むことを奨励しています。



④ユネスコ無形文化遺産への登録

2016年11月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、ドイツの申請を受けて「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」を無形文化遺産として登録しました。登録を決定した政府間委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりをおこなうことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価しました。



協同組合の思想と実践は
ユネスコ無形文化遺産に
登録されています

2 共済について

(1) 共済とは

共済は、営利を目的としないたすけあい・相互扶助の組織である協同組合が組合員のために提供する保障のしくみです。生活を脅かす様々な危険に備えて、あらかじめお金を出し合っ共同の財産を準備し、不測の事故が生じた場合にお金を支払うことによって、加入者やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定をはかることを目的としています。

組合員やその家族が病気にかかったとき、事故の損害を受けたとき、賠償責任を負ったときなど様々なリスクへの備えとして、おもに以下の種類の共済が組合員に提供されています。

保障対象	共済の種類	内 容
ひと	生命共済	人の生命・身体に関する様々なリスク（死亡、後遺障害、病気、けが、介護など）を保障する共済です。 生活資金や子どもの教育資金を準備できる共済もあります。
	傷害共済	様々な事故による死亡やけがなどの保障をおこなう共済です。
	年金共済	老後の生活安定のために資金を積み立て、一定の年齢から年金方式で共済金を受け取れる共済です。
いえ	火災共済	建物や家財等が、火災や落雷、破裂・爆発などにより損害を受けた場合の保障をおこなう共済です。 地震や風水雪害などの自然災害により損害を受けた場合の保障をおこなう共済もあります。
くるま	自動車共済	自動車事故による相手方への賠償、加入者ご自身やご家族の搭乗中の傷害、ご自身の車の損害などの保障をおこなう共済です。 「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車（原動機付自転車を含む）に加入が義務付けられている自動車損害賠償責任（自賠責）共済もあります。

【共済の特徴】

人々の暮らしの安心のために備えるという役割、事業の健全性確保に関する仕組みなどは保険と同等ですが、相互扶助の保障制度として、「自分たちのリスクを皆で分担し合う」というたすけあいの価値を重視しています。

仕組みの面では、利用者を同じ職業や企業内に限ることでリスクを低減したり、幅広い年齢層や幅広い地域をひとくくりにすることで掛金の差を小さくしたりするなど、様々な工夫をしています。なお、個人的な条件によってリスクの差が大きいと考えられる共済では、年齢、性別、自動車事故の無事故期間などを反映する仕組みを取り入れることもあります。

また、組合員のための事業という性格上、組合員（准組合員や法で認められる範囲の員外利用も含む）にならないと共済を利用できません。

【適用される法律】

共済では、保険と同じ法律が適用される場面と異なる法律が適用される場面があります。

協同組合が組合員と締結する共済契約には、保険契約と同様、「保険法」という法律が適用されます。この法律には、契約時の告知、共済証書・保険証券の交付、共済（保険）金を支払わない場合、共済（保険）金の支払期限、契約の解除など、組合・保険会社と加入者との間の権利義務に関するルールが定められています。

協同組合が共済事業を実施できる根拠・条件、組合の組織・運営、行政庁による監督に関する基本的なルールは各種協同組合法に定められています。一方、保険会社の場合、これに相当するルールとして、「保険業法」と「会社法」という法律が適用されます。

【共済事業を実施するおもな協同組合】

現在、日本には、共済事業を実施する多くの協同組合が存在し、おもな協同組合は以下のとおりです。協同組合の種類ごとに、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法のうち、いずれかの法律に基づき、共済事業を実施しています。

根拠法	根拠法の所管庁	協同組合名（青色は、日本共済協会の会員）
農業協同組合法	農林水産省	農業協同組合※1、JA 共済連
水産業協同組合法		漁業協同組合※1、JF 共水連
消費生活協同組合法	厚生労働省	こくみん共済 coop <全労済>、日本再共済連 コープ共済連、大学生協共済連、全国生協連 生協全共連、防衛省生協、神奈川県民共済※1 全国電力生協連、全国交運共済生協 JP 共済生協、電通共済生協、森林労連共済 全たばこ生協、全水道共済、自治労共済 教職員共済、全特生協組合、全国酒販生協 全国たばこ販売生協、全国町村職員生協 都市生協、警察職員生協、全日本消防人共済会
中小企業等協同組合法	経済産業省	火災共済協同組合※1、日火連 トラック交通共済協同組合※1または※2、交協連※2 自動車共済協同組合、全自共 福祉共済協同組合※1、中済連※1 開業医共済※1 全米販※3、日本食品衛生共済協同組合※3

※1の監督は都道府県。※2は国土交通省、※3は農林水産省の監督。それ以外は根拠法の所管庁の監督。

(2) 共済の歴史

明治の時代、日本の世の中には生活に困窮した人々が多くなっていました。こうした社会的にも経済的にも弱い人々に、「寄り添い」と「共生」の視点を持って、お互いに支えあう社会を作り上げる取り組みが生まれました。

大正時代に入ると、産業組合による保険経営の思想が現れ始め、1924年（大正13年）の第20回全国産業組合大会で公式の要望として「生命保険事業開始の件」が提案され、決議されました。産業組合による保険については、賀川豊彦らが保険業法のなかで制度化すべきことを主張しましたが、保険業界を監督する大蔵省が不許可の方針であったこと、保険業界が産業組合の進出に強く反対していたことなどにより、実現には至りませんでした。

そこで賀川豊彦らは保険会社の買収を企画し、その結果、1942年（昭和17年）に損保会社2社を買収・合併し、現在の共栄火災海上保険が設立され、長年の念願であった産業組合による保険進出が、損害保険の分野でようやく実現しました。

戦後に制定された各種協同組合法に「共済」に関する規定が盛り込まれ、1948年（昭和23年）9月の北海道における協同組合による共済事業のスタートを皮切りに、各種協同組合共済事業の創設が続き発展していきました。

【賀川豊彦】【1888年（明治21年）～1960年（昭和35年）】

賀川豊彦は、大正・昭和期の社会改良家、日本初のミリオンセラー作家で、戦前のわが国における労働運動・農民運動や生活協同組合運動において、重要な役割を担った人物です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に賛同して、相互扶助にもとづく社会の実現を唱えました。「保険は友愛的で社会性を帯びているものなのに、保険会社により資本主義化してしまった。保険は、本質的に協同組合化されるべきである。」と主張して、保険業法のなかに「協同組合による保険」の規定を設けるべく活動しました。

戦後、各種の協同組合法に根拠を得て、協同組合による共済事業がスタートすると、全国各地を講演活動などに訪れ、共済事業の普及拡大に尽力しました。



(写真：賀川豊彦)

Ⅱ 共済事業の概況(2020年度)

2020年度の共済事業の概況は次のとおりです。この事業概況は、日本共済協会が発行している「2022年版共済年鑑」(2020年度事業概況)のデータをもとに、各種協同組合法にもとづき共済事業を実施するおもな協同組合(7ページ参照)の事業実績をとりまとめたものです。

1 共済事業の概況

	2019年度	2020年度	前年度比
組合員数(万人)	7,731	7,773	100.5%
契約件数(万件)	13,543	13,022	96.2%
共済金額〈契約額〉(億円)	8,450,606	8,085,844	95.7%
受入共済掛金(億円)	65,093	68,181	104.7%
支払共済金(億円)	51,255	48,147	93.9%
総資産(億円)	657,518	668,655	101.7%

※1：契約件数、共済金額、受入共済掛金は保有契約実績です。

※2：共済金額〈契約額〉には、自動車共済・自賠責共済等の実績は含まれません。

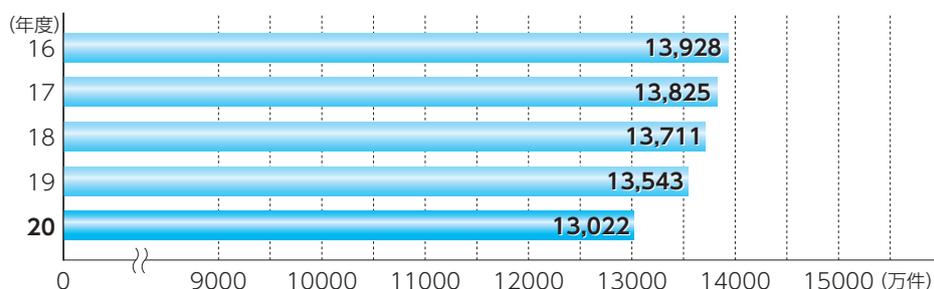
(1) 組合員数……7,773万人

前年度(2019年度)と比較して、組合員数は0.5%(41万人)増加し、7,773万人となりました。

(2) 契約件数……1億3,022万件

前年度(2019年度)と比較して、契約件数は3.8%(520万件)減少し、1億3,022万件となりました。

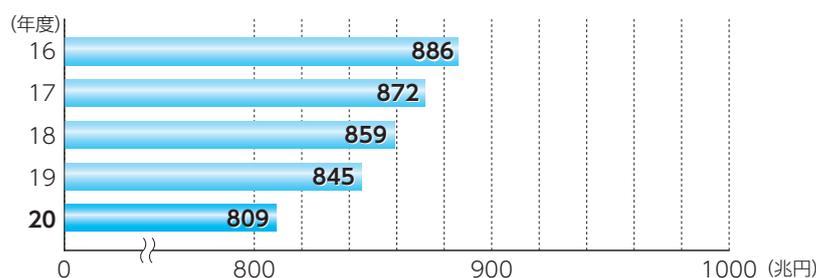
● 契約件数の推移



(3) 共済金額……………808兆5,844億円

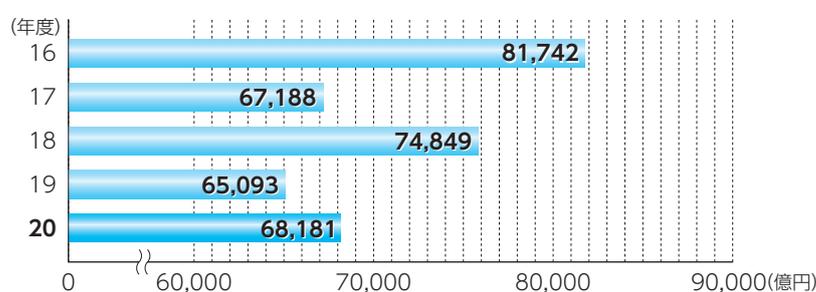
前年度（2019年度）と比較して、共済金額は4.3%（36兆4,762億円）減少し、808兆5,844億円となりました。

● 共済金額の推移

**(4) 受入共済掛金……………6兆8,181億円**

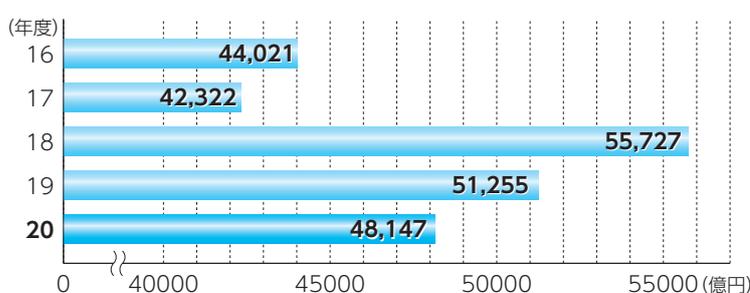
前年度（2019年度）と比較して、受入共済掛金は4.7%（3,088億円）増加し、6兆8,181億円となりました。

● 受入共済掛金の推移

**(5) 支払共済金……………4兆8,147億円**

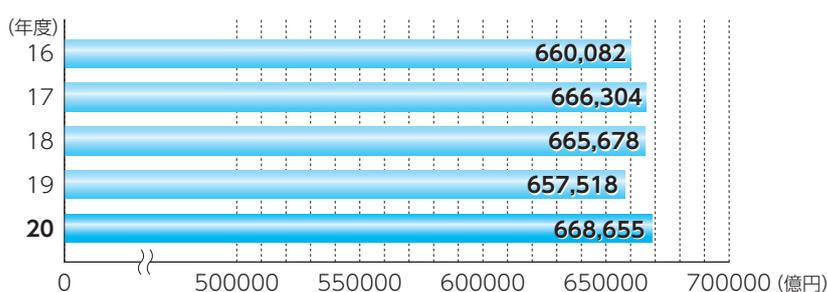
前年度（2019年度）と比較して、支払共済金は6.1%（3,107億円）減少し、4兆8,147億円となりました。

● 支払共済金の推移

**(6) 総資産……………66兆8,655億円**

前年度（2019年度）と比較して、総資産は1.7%（1兆1,137億円）増加し、66兆8,655億円となりました。

● 総資産の推移



2 共済種類別概況

(1) 火災共済

前年度（2019年度）と比較して、契約件数は1.8%（44万件）減少し2,360万件、共済金額は0.2%（1兆330億円）減少し424兆8,018億円、受入共済掛金は1.8%（336億円）減少し1兆8,469億円、支払共済金は1.0%（177億円）減少し1兆6,843億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（火災共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)		受入 共済掛金 (億円)		支払 共済金 (億円)	
			前年度比 (%)	前年度比 (%)	前年度比 (%)	前年度比 (%)		
2016	2,523	100.1	4,257,616	100.0	30,156	108.7	12,002	123.5
2017	2,486	98.5	4,262,158	100.1	21,806	72.3	10,330	86.1
2018	2,454	98.7	4,269,143	100.2	22,975	105.4	15,183	147.0
2019	2,404	98.0	4,258,348	99.7	18,804	81.8	17,021	112.1
2020	2,360	98.2	4,248,018	99.8	18,469	98.2	16,843	99.0

(2) 生命共済

前年度（2019年度）と比較して、契約件数は0.5%（30万件）増加し6,136万件、共済金額は1.9%（6兆3,075億円）減少し319兆6,434億円、受入共済掛金は7.0%（2,315億円）増加し3兆5,401億円、支払共済金は10.4%（2,308億円）減少し1兆9,970億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（生命共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)		受入 共済掛金 (億円)		支払 共済金 (億円)	
			前年度比 (%)	前年度比 (%)	前年度比 (%)	前年度比 (%)		
2016	6,187	100.5	3,583,983	96.8	38,174	93.2	19,873	91.3
2017	6,150	99.4	3,461,749	96.6	30,743	80.5	19,988	100.6
2018	6,124	99.6	3,340,409	96.5	33,369	108.5	28,616	143.2
2019	6,106	99.7	3,259,508	97.6	33,086	99.2	22,277	77.8
2020	6,136	100.5	3,196,434	98.1	35,401	107.0	19,970	89.6

(3) 傷害共済

前年度（2019年度）と比較して、契約件数は23.0%（531万件）減少し1,776万件、共済金額は48.5%（29兆4,324億円）減少し31兆2,624億円、受入共済掛金は1.8%（11億円）減少し607億円、支払共済金は11.2%（39億円）減少し311億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（傷害共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2016	2,499	98.9	714,964	96.6	665	97.8	423	97.5
2017	2,467	98.7	691,868	96.8	650	97.7	397	93.8
2018	2,416	97.9	661,832	95.7	635	97.6	379	95.4
2019	2,307	95.5	606,948	91.7	618	97.3	350	92.4
2020	1,776	77.0	312,624	51.5	607	98.2	311	88.8

(4) 自動車共済（自賠償共済を含む）

前年度（2019年度）と比較して、契約件数は0.7%（11万件）増加し1,627万件、受入共済掛金は1.6%（96億円）減少し5,841億円、支払共済金は10.7%（348億円）減少し2,904億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（自動車共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2016	1,624	99.0	6,240	100.3	3,381	96.4
2017	1,632	100.5	6,202	99.4	3,340	98.8
2018	1,619	99.2	5,984	96.5	3,327	99.6
2019	1,616	99.8	5,937	99.2	3,252	97.8
2020	1,627	100.7	5,841	98.4	2,904	89.3

(5) 年金共済

前年度（2019年度）と比較して、契約件数は3.5%（18万件）増加し523万件、受入共済掛金は19.0%（1,216億円）増加し7,603億円、支払共済金は2.8%（227億円）減少し7,973億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（年金共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)		支払 共済金 (億円)	
			前年度比 (%)	前年度比 (%)		
2016	474	100.6	6,223	104.0	8,168	99.5
2017	476	100.5	7,505	120.6	8,106	99.2
2018	487	102.4	11,615	154.8	8,052	99.3
2019	506	103.7	6,387	55.0	8,200	101.8
2020	523	103.5	7,603	119.0	7,973	97.2

Ⅲ 日本共済協会

1 協会とは

日本共済協会は、共済事業をおこなう会員団体相互間の連携を促進し、協同組合と共済事業の発展を図ることを目的に設立された一般社団法人です。協会では、協同組合・共済事業等に関する調査・研究活動、会員団体の人材育成支援、広報に関する活動、「共済と保険」誌の発行、共済相談所業務を柱として事業に取り組んでいます。

2 協会の目的

協会は、協同組合がおこなう共済事業の健全な発展を図り、もって地域社会における農林漁業者、勤労者、中小企業者などの生活安定および福祉の向上に貢献することを目的としています。

3 協会のあゆみ

戦後、数多くの共済団体が生まれ、発展してきました。共済は着実に助け合いの輪を広げ、数多くの組合員の生活を支える存在として、社会的に認知・注目される存在になり、事業の理念や基盤を同じくする協同組合共済の連携や交流を深めるとともに、共通する課題に対応するための意思結集をおこなう場が求められるようになりました。

こうした状況を踏まえ、1992年4月、協同組合共済団体間の連携と協調を促進する場として、社団法人日本共済協会が7つの共済団体の結集のもと発足しました。

発足後、日本共済協会は、共済団体間の交流、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究活動、研修事業、出版事業、講演会・セミナー

の開催、共済理論研究会の運営などの活動をすすめてきました。

2003年、共済契約者等の苦情・紛争解決支援のための中立・公正な第三者機関として共済相談所を開設し、2010年にADR促進法にもとづく法務大臣認証機関となりました。

2011年、事業環境の変化や法令等の改正に適切に対応するため、「日本共済協会のあり方」が取りまとめられ、協会は「協同組合共済の連携強化を図っていく組織」として、事業活動の重点を「会員のための共益活動におきつつ、必要に応じて共済事業の社会的理解を促進する公益活動をおこなう」こととしました。

2013年4月、公益法人制度改革への対応として一般社団法人へ移行し、現在に至っています。

4 協会の会員団体

協会の会員団体は、正会員13団体、第I種賛助会員1団体、第II種賛助会員4団体で構成されており、会員の種別は以下のとおり定義されています。

■正会員

法律により設立された共済事業をおこなう協同組合であって、全国の区域をその地区とする団体およびそれに準ずる団体

■第I種賛助会員

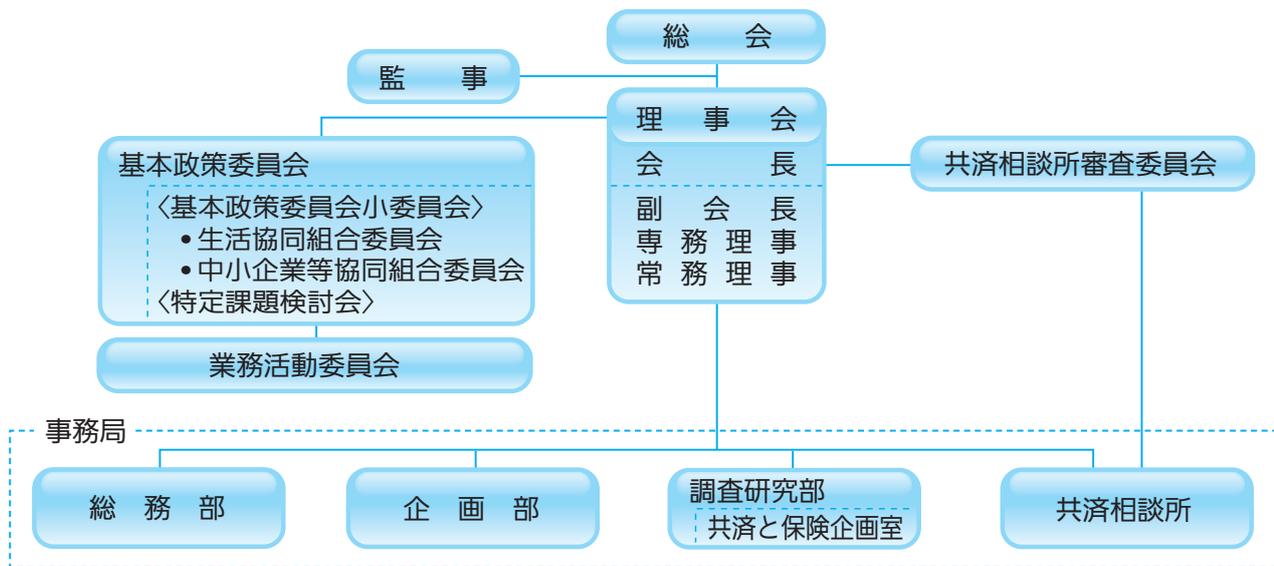
法律により設立された共済事業をおこなう協同組織体であって、全国の区域をその地区とする団体

■第II種賛助会員

法律により設立された共済事業をおこなう協同組織体

会員種別	団体名	
正会員	JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)	生協全共連(全国共済生活協同組合連合会)
	JF共水連(全国共済水産業協同組合連合会)	日火連(全日本火災共済協同組合連合会)
	こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)	交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)
	日本再共済連(日本再共済生活協同組合連合会)	全自共(全国自動車共済協同組合連合会)
	コープ共済連(日本コープ共済生活協同組合連合会)	全労済協会(一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会)
	大学生協共済連(全国大学生協共済生活協同組合連合会)	共栄火災(共栄火災海上保険株式会社)
	全国生協連(全国生活協同組合連合会)	
第I種賛助会員	NOSAI協会(公益社団法人 全国農業共済協会)	
第II種賛助会員	防衛省生協(防衛省職員生活協同組合)	中済連(中小企業福祉共済協同組合連合会)
	神奈川県共済(神奈川県民共済生活協同組合)	開業医共済(開業医共済協同組合)

5 協会の組織機構



6 協会のおもな活動

1 調査・研究活動

- ・法改正など、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究、意見表明
- ・協同組合・共済の研究者・実務者による共済理論研究（「共済理論研究会」など）
- ・共済・保険業界の動向の把握と情報交換
- ・共済事業に影響を及ぼす国内外の課題をテーマとする会員団体役職員を対象とする研究会の開催

2 教育・研修活動

- ・会員団体等の共済団体役職員のスキル向上と情報提供のための研修会の開催
- ・会員団体がおこなう研修会等への支援

3 広報・出版活動

- ・月刊誌「共済と保険」や別冊「共済年鑑」等の発行
- ・「日本の共済事業 ファクトブック」の発行
- ・協同組合・共済事業についての認知度向上を図るとともに、様々な社会問題を考えていくことを目的とした「日本共済協会セミナー」の開催

4 連携促進活動

- ・会員団体間の協力と連携の促進
- ・日本協同組合連携機構（JCA）への参画を通じた国内の協同組合との連携
- ・共済関連団体等との連携

5 国際活動

- ・国際協同組合同盟（ICA）や国際協同組合保険連合（ICMIF）など海外の協同組合・共済団体等との連携
- ・海外の共済・保険をとりまく環境変化などについての調査・研究
- ・海外への情報発信

6 相談活動

- ・会員団体の共済事業に関する相談・苦情への電話による対応業務
- ・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を受けた「共済相談所」における紛争解決支援業務



活動内容を紹介いたします

「日本共済協会セミナー」の開催

日本共済協会では、会員団体をはじめ、関係団体、組合員、一般消費者等に広く参加を呼びかけて、毎年、「日本共済協会セミナー」を開催しています。

2020年度は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダーの黒田由貴子氏を講師に招き、「SDGsが企業にもたらす可能性と課題～SDGs取組みの要諦と落とし穴～」をテーマに開催しました。

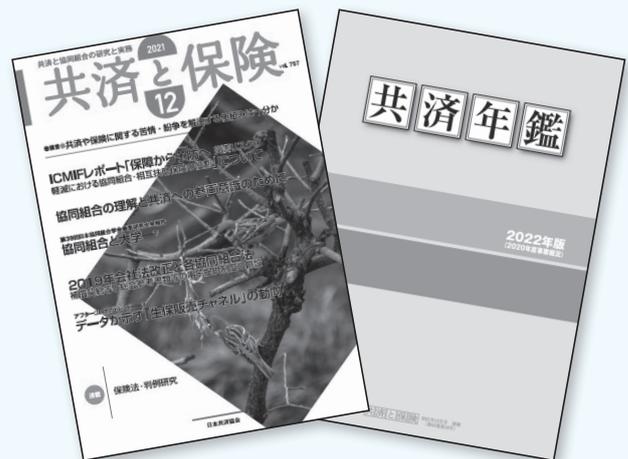


2020年度 日本共済協会セミナー

月刊誌「共済と保険」の発行

月刊誌「共済と保険」は、1959年6月創刊の共済、保険、協同組合に関する総合研究誌で、共済の実務に関する知識、共済・協同組合に関する研究成果、共済・保険業界の動向など、共済・協同組合に携わるみなさまに役立つ最新の情報をお届けしています。

また、おもな共済団体等の協力を得て作成した「共済年鑑」を「共済と保険」誌の別冊として作成しています。



共済と保険、共済年鑑

「共済理論研究会」の開催

共済理論研究会は、「共済団体連絡協議会」(JA 共済連・こくみん共済 coop・JF 共水連・共済保険研究会の4団体)の活動の一環として1989年に発足し、5名の研究者と共済団体連絡協議会の関係者が「共済の本質」を研究・討議していました。

その後、1992年の日本共済協会の発足時には、協会から付託された「共済事業にかかわる基礎的な理論、法制のあり方等の研究」をおこなう研究会となりました。これ以降、研究を積み重ね、共済に関する理論・法制等の研究に大きな役割を果たしてきました。

現在、共済理論研究会は、幅広い分野の研究者に会員団体を加え、環境変化に対応して、より実践的な課題をテーマとして研究を深化させています。

2020年度は、協同組合・共済事業の情報・価値の発信にかかる現状把握、関連法の改正を主な内容として、2回開催しました。

「共済団体職員研修会」の開催

共済団体の人材育成支援として、共済実務に関する基礎的なスキルの向上を目的に、「共済団体職員研修会」を開催しています。

2020年度は、「共済基礎」「生命共済支払査定」「火災共済支払査定（基礎・実践）」「経理」の各研修会を会員団体の協力を得て開催しました。

「業務研究会」の開催

業務研究会は、共済事業の運営に資することを目的として、会員団体の関心が高く、共済事業に影響を与える可能性のある国内外の課題をとりあげ、会員団体の役職員を対象に開催しています。

2020年度は、「遺伝子情報が共済事業にもたらす影響」「経済価値ベースの保険経営と共済—有識者会議報告書から考える—」「気候変動 共済を取り巻く国際動向と対応策」をテーマに3回開催しました。

災害時共済契約照会制度

日本共済協会は、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流出・焼失等または契約者の死亡・行方不明等により、共済団体（JA 共済連、こくみん共済 coop、コープ共済連、都道府県民共済）との共済契約に関する手掛かりを失った被災者等からの共済契約の有無のご照会に応じる制度（災害時共済契約照会制度）を、2015年9月1日より実施しています。

ホームページによる情報発信

組員・一般消費者等に対して、協同組合や共済をわかりやすく広報し、共済の認知度向上や共済事業の存在意義について理解を深めてもらうため、共済（協同組合）と保険（会社組織）の違い等を平易に解説したコンテンツ（「共済って、いったいどんなの？」）を作成し、2019年6月から日本共済協会ホームページ上で公開しました。

また、会員団体役職員の皆様の利便性向上のため、会員ページに各種セミナー等の動画を掲載する「会員向けオンデマンド動画」ページを2020年12月より新設しました。

共済相談所の活動

日本共済協会は、2003年7月、司法制度改革や消費者保護の社会的な要請の高まり等を受け、共済契約者等の苦情・紛争解決支援をおこなう中立・公正な第三者機関として「共済相談所」を設立しました。

その後、2010年1月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しました。

共済相談所では、会員団体の共済事業に関する相談・苦情への電話対応業務ならびにADR認証機関として弁護士等により構成された審査委員会において紛争解決支援業務(ADR)を実施しています。



共済相談所のご案内

1. 相談・苦情の状況

(1) 受付の状況

2020年度の相談・苦情件数は2,537件(前年度2,850件、対前年比89.0%)となり、前年度より減少しました。

内訳は、相談件数が950件(前年度948件、対前年比100.2%)、苦情件数は1,587件(前年度1,902件、対前年比83.4%)となっており、前年度と比べて、相談件数は2件の増加、苦情件数は315件の減少となりました。

■相談・苦情件数の推移



(2) 共済相談所における対応状況

2020年度に共済相談所に寄せられた相談・苦情2,537件のうち、1,235件(占率48.7%)については、一般的な共済・保険のしくみや事務処理方法を説明すること等で理解が得られ、解決がはかれました。

908件(占率35.8%)については、会員団体に確認すべき事項のアドバイス等をおこない、会員団体の対応窓口を案内しました。

198件(占率7.8%)については、会員団体に対して苦情解決を依頼しました。

20件(占率0.8%)については、申出者と会員団体との間での苦情解決が困難であることから、紛争解決手続きを案内しました。

■共済相談所での対応状況

対応結果	相談		苦情		合計	
	件数	占率	件数	占率	件数	占率
共済相談所で解決	492	51.8%	743	46.8%	1,235	48.7%
会員の対応窓口を案内	403	42.4%	505	31.8%	908	35.8%
会員へ苦情解決を依頼	0	0.0%	198	12.5%	198	7.8%
紛争解決手続きを案内	-	-	20	1.3%	20	0.8%
会員以外の窓口を案内※	55	5.8%	121	7.6%	176	6.9%
計	950	-	1,587	-	2,537	-

※会員以外の窓口：自動車事故賠償に関する紛争解決機関（日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター）等

2. 紛争解決支援の状況

共済相談所に苦情の申出があり、当該団体への苦情解決依頼にもかかわらず、当事者間で問題が解決しない場合は、中立・公正な第三者である弁護士・消費生活相談員・学識経験者で構成された審査委員会に紛争解決（裁定あるいは仲裁）を申し立てることができます（ただし、紛争解決支援の利用契約を締結している共済団体（3. 共済相談所を利用できる会員団体一覧参照）の契約関係者に限ります）。

審査委員会は、裁定手続規則等に基づき裁定審議開始の適格性を審査し、不受理事項（事実認定が著しく困難な場合など）に該当しない場合は申立を受理します。

審議開始にあたり、受理案件ごとに審査委員3名による審議会を設置します。審議会では当事者双方の主張内容を審議し、裁定書または和解による紛争解決をおこないます。

■審議申立件数の推移

申立件数	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
裁定	33	41	31	25	22
仲裁	0	0	0	0	0
計	33	41	31	25	22

3. 共済相談所を利用できる会員団体一覧

共済団体名	共済相談所の対応内容	
	相談・苦情	紛争解決支援(ADR)
JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）	○	○
JF共水連（全国共済水産業協同組合連合会）	○	○
こくみん共済coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）	○	○
コープ共済連（日本コープ共済生活協同組合連合会）	○	○
大学生協共済連（全国大学生協共済生活協同組合連合会）	○	○
日火連（全日本火災共済協同組合連合会）	○	○
交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）	○	○
全自共（全国自動車共済協同組合連合会）	○	○
全国生協連（全国生活協同組合連合会）	○	—
生協全共連（全国共済生活協同組合連合会）	○	—

Ⅳ 会員団体

1 会員団体一覧

正会員

JA 共済連 全国共済農業協同組合連合会

所在地	〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル ☎03-5215-9100 (https://www.ja-kyosai.or.jp/)			
根拠法	農業協同組合法			
所管	農林水産省			
設立	・1951年（昭和26年）に全国共済農業協同組合連合会設立。 ・2000年（平成12年）に全国47都道府県に設立されていた都道府県共済農業協同組合連合会と全国共済農業協同組合連合会とが統合し、47の都道府県本部と全国本部（東京）から構成される組織となった。			
事業内容	・全国のJA（農業協同組合）とJA共済連が一体となって共済事業を運営している。 ・JA共済連では、各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどをおこなっている。			
取扱共済	・終身共済 ・一時払養老生命共済 ・引受緩和型医療共済 ・特定重度疾病共済 ・自賠償共済 ・団体定期生命共済 ・退職年金共済	・一時払終身共済 ・定期生命共済 ・介護共済 ・こども共済 ・傷害共済 ・団体建物火災共済 ・国民年金基金共済	・引受緩和型終身共済 ・がん共済 ・一時払介護共済 ・予定利率変動型年金共済 ・火災共済 ・ボランティア活動共済 ・確定拠出年金共済	・養老生命共済 ・医療共済 ・生活障害共済 ・建物更生共済 ・自動車共済 ・賠償責任共済 ・財産形成貯蓄共済 ほか
特徴	・全国のJAは、営農指導事業、販売・購買事業、信用事業等を総合的に実施しており、共済事業はそのひとつである。 ・「相互扶助（助け合い）」の事業理念にもとづき、組合員・利用者の生活全般にわたる保障（ひと・いえ・くるまの総合保障）をおこなっている。 ・JAとJA共済連が共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体的に保障を提供している。			

JF 共水連 全国共済水産業協同組合連合会

所在地	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-6 神田小川町2丁目ビル ☎03-3294-9641 (http://www.kyosuiren.or.jp/)	
根拠法	水産業協同組合法	
所管	農林水産省	
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・1951年（昭和26年）全国水産業協同組合共済会（全水共）が共済事業を開始。 ・2008年（平成20年）水産業協同組合法の改正により、JF（漁業協同組合）・水産加工業協同組合とJF共水連が共同で共済契約を引き受けることとなった。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・火災共済、生活総合共済、普通厚生共済、乗組員厚生共済などの各種共済事業。 	
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・チョコー（普通厚生共済） ・カサイ（火災共済） ・国民年金基金共済 ・くらし（生活総合共済） ・ノリコー（乗組員厚生共済） ・ねんきん（漁業者高齢福祉共済） ・ダンシン（団体信用厚生共済） 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・JF共水連は、全国のJF、漁業生産組合、水産加工業協同組合およびこれらの連合会等を会員とし、それぞれが出資して共済事業をおこなう唯一の連合会として設立された。JF等と共同して共済契約を引き受けており、JF等とJF共水連が、それぞれの役割を持って一体的に共済事業を運営している。 ・JF共済は、JFの主要事業として、漁業者の「暮らしの保障」に万全を期すことを通じて、美しい海と漁業を守り、豊かに安心して暮らすことのできる魅力ある漁村・地域づくりに貢献することをめざしている。 	

こくみん共済 coop 全国労働者共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 ☎03-3299-0161 (https://www.zenrosai.coop/)	
根拠法	消費生活協同組合法	
所管	厚生労働省	
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・1954年（昭和29年）大阪において最初の労働者共済生協を設立。以後、各都道府県に「労済」が設立された。 ・1957年（昭和32年）事業を開始していた18都道府県労済が結集し、中央組織として「全国労働者共済生活協同組合連合会」（略称：労済連）が創立された。 ・1976年（昭和51年）全国統合が実現し、運動方針、共済事業、損益会計、機関・事務局運営の一本化を図り、略称も「労済連」から「全労済」に改めた。 ・2019年（令和元年）6月、創立60周年を節目にさらに多くの方々に親しんでいただき、愛される存在となるため、愛称「こくみん共済 coop」を定めた。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の共済事業および会員に対する指導・連絡・調整等。 	
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいる共済（火災共済・自然災害共済） ・ろうきんローン専用住まいる共済 ・せいめい共済 ・交通災害共済 ・慶弔共済 ・ねんきん共済 ・新団体年金共済 ・個人賠償責任共済 ・エコ住宅専用住まいる共済 ・こくみん共済 ・マイカー共済 ・団体生命共済 ・総合医療共済 ・自賠償共済 ・新離職者団体生命共済 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・こくみん共済 coop は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済生協47会員、都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協8会員、生協連合会3会員の58会員によって構成される連合会である。 ・こくみん共済 coop は、労働者自主福祉運動を担う生活協同組合として、共済事業を核に、職域のみならず地域の勤労者・生活者にも、たすけあいの輪を広げ、理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現をめざしている。 	

日本再共済連 日本再共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-8531 東京都渋谷区代々木2-12-10 ☎03-3320-1711 (https://www.saikyosairen.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・1975年(昭和50年)国労、全通、電通、全林野、全専売の共済生協が「単産共済連合会(全国単産労働者共済生活協同組合連合会)」を組織し、自動車共済事業を開始。 ・1980年(昭和55年)全労済、自治労共済、日教済などが参加し、「自動車共済連(全国労働者自動車共済生活協同組合連合会)」を結成。 ・1987年(昭和62年)自動車共済連を改組し、「全労済再共済連(全国労働者共済生活協同組合再共済連合会)」を設立。 ・2004年(平成16年)自動車共済事業を全労済へ統合。 ・2006年(平成18年)全労済再共済連から日本再共済連へ名称変更。
事業内容	・共済事業団体の再共済センターとして再共済事業を実施。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・火災共済再共済 ・自然災害共済再共済 ・生命共済再共済 ・交通災害共済再共済 ・総合共済再共済 ・自動車共済再共済 ・自賠償共済再共済
特徴	・日本再共済連は、国内唯一の「再共済事業専門団体」として、再共済事業を通じて「元受会員の経営安定と事業の健全な発展」に寄与するとともに、「会員および共済協同組合の連携強化」「元受の支援機能」の役割を果たしている。

コープ共済連 日本コープ共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ ☎03-6836-1300 (https://coopkyosai.coop/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・1951年(昭和26年)日本生協連を設立。 ・1984年(昭和59年)元受共済事業を開始。 ・2008年(平成20年)共済事業の専業の連合会として設立。 ・2009年(平成21年)コープ共済連としての事業を開始。
事業内容	・共済事業および会員生協の指導・連絡・調整、ライフプランニング活動の推進。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・CO・OP共済《たすけあい》 ・CO・OP共済《あいびらす》 ・CO・OP共済《ずっとあい》 ・CO・OP学生総合共済(2022年4月より保障開始) ・CO・OP生命共済《新あいあい》 ・CO・OP火災共済 ・マイカー共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)は、CO・OP共済を取り扱う生協と日本生活協同組合連合会(日本生協連)が共同で設立した共済事業だけを専門におこなう生協連合会。 ・購買事業の生協運動と連動した共済の普及推進の伸びはめざましく、着実な実績拡大が見られる。生協の共済としての発展・拡大が注目されている。

大学生協共済連

全国大学生協共済生活協同組合連合会

所在地	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館 ☎03-5307-1173 (https://kyosai.univcoop.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	<ul style="list-style-type: none">・1958年(昭和33年)大学生協の全国連合会として全国大学生協連設立。・1981年(昭和56年)共済事業を開始。・2010年(平成22年)共済事業専門の連合会として全国大学生協連より分離・設立。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・共済事業および会員生協の指導・連絡・調整。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none">・生命共済・火災共済(2019年4月より募集停止)
特徴	<ul style="list-style-type: none">・全国大学生協連から引き継いだ共済事業は、学生総合共済の開始から40年以上経過し、加入者は69.8万人である(2020年9月末)。・共済制度では、特約で扶養者が亡くなった場合でも学業を続けられるための保障設定や、生命共済の死亡共済金を低くおさえて、入院・通院・後遺障害共済金を充実するなど、大学生の共済らしい特徴を持っている。

全国生協連

全国生活協同組合連合会

所在地	〒336-8508 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ☎048-845-2000 (https://www.kyosai-cc.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	<ul style="list-style-type: none">・1971年(昭和46年)首都圏生活協同組合連合会として設立。・1981年(昭和56年)名称を「全国生活協同組合連合会」に変更。・1982年(昭和57年)「生命共済(県民共済)事業」開始。・1985年(昭和60年)「新型火災共済(風水害保障付)事業」開始。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・共済事業および会員生協に対する指導・連絡・調整。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none">・生命共済「こども型」、「総合保障型」、「入院保障型」、「生命共済6型」、「熟年型」、「熟年入院型」・火災共済「新型火災共済」・傷害共済「傷害保障型共済」
特徴	<ul style="list-style-type: none">・1973年に埼玉で誕生した“県民共済”制度を全国展開。現在43の都道府県で実施し、加入者数2,167万人(件)である(2021年3月末)。

生協全共連 全国共済生活協同組合連合会

所在地	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル14階 ☎06-6350-0033 (http://www.zenkyoren.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1956年(昭和31年)設立。
事業内容	・火災共済事業および火災共済・交通災害共済にかかる再共済事業。
取扱共済	・火災共済 ・火災再共済 ・交通再共済
特徴	・地域住民に密着した共済事業をおこなっている団体が、全国的に連携し、共済事業の発展充実をめざしている。

日火連 全日本火災共済協同組合連合会

所在地	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2 日本橋中央ビル ☎03-3667-5111 (https://www.nikkaren.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	経済産業省
設立	・1960年(昭和35年)設立。 ・2014年(平成26年)全国中小企業共済協同組合連合会を吸収合併。
事業内容	・会員と連帯しておこなう火災共済契約にかかる共済責任の負担。 ・会員が共済事業をおこなうことによって負う共済責任の再共済。 ・会員の組合員のためにする元受共済。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・火災共済 ・医療総合保障共済 ・生命傷害共済 ・休業補償共済 ・休業対応応援共済 ・傷害総合保障共済 ・自動車事故費用共済 ・中小企業者総合賠償責任共済 ・自動車共済 ・労働災害補償共済 ・所得補償共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が、火災などの不慮の災害に対する自衛措置として、互いに協力し合い、組織の力をもって解決をはかろうという、中小企業者の要望にもとづいて結成された共済協同組合の一つ。 ・募集活動は、協同組合、商工会、商工会議所、商工組合等の中小企業団体と代理所委託契約を結び、その組織を通じて組織的募集活動をおこなっている。 ・住宅、普通物件を補償対象とした「地震危険補償特約」を令和2年1月に新設し、「休業対応応援共済」の推進等、「補償」という観点から中小企業者等の事業継続支援に取り組んでいる。

交協連 全国トラック交通共済協同組合連合会

所在地	〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 ☎03-3341-6271 (http://www.kokyoren.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	国土交通省
設立	・1972年(昭和47年)設立。
事業内容	・再共済事業および会員組合に対する指導・調整・連絡、会員および組合員が従業員の労働災害に起因して被る損害の共済事業等。
取扱共済	・対人共済 ・搭乗者共済 ・対物共済 ・労働災害補償共済 ・車両共済 ・自賠償共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運送事業は、陸上輸送の主力として戦後の経済発展に大きく貢献してきた。しかし、交通事故の多発現象が社会問題化し、1960年(昭和35年)頃よりダンプカーなどが「走る凶器」として指弾され始め、損保業界においてはトラック全般にわたって保険料の割増や、契約拒否の例まで見るに至った。 ・1970年(昭和45年)以降、各地にトラック交通共済協同組合が設立され、交通事故に対処するための共済事業が広がった。交協連は、トラック輸送業界の共済として、その特色がある。 ・共済事業とともに、交通事故防止の取り組みも積極的に展開しており、安全運転講習会の開催は年間約2,500回に達している。

全自共 全国自動車共済協同組合連合会

所在地	〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町14 市ヶ谷中央ビル ☎03-3267-1911 (https://www.zenjikyoo.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	経済産業省
設立	・1975年(昭和50年)設立。
事業内容	・会員組合のおこなう自動車共済および自賠償共済の再共済事業。会員組合に対する指導・連絡・調整。会員組合に対する事業資金の貸付および会員組合のためにする資金の借入等。自動車共済共同元受事業。
取扱共済	・自動車共済 ・自賠償共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・相互扶助の精神にもとづいて、中小企業者などが、その保有する自動車の所有、使用または管理に起因して発生する事故に対する経済的損失を補てんすることを目的として、会員組合による自動車共済事業がおこなわれています。全自共は、これらの会員組合がおこなう事業によって負う共済責任の分散と、共済金払いの万全を期すため、再共済事業をおこなっています。

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 ☎03-5333-5126 (https://www.zenrosaikyokai.or.jp/)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
所管	内閣府・厚生労働省
設立	・1982年（昭和57年）（財）全国勤労者福祉振興協会設立、1989年（平成元年）（財）全国労働者福祉・共済協会設立、2004年（平成16年）統合し、「（財）全国勤労者福祉・共済振興協会」となる。 ・2013年（平成25年）一般財団法人へ移行。
事業内容	・勤労者福祉の向上と発展に寄与する「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」をおこなう、一般財団法人である。
取扱保険	・自治体提携慶弔共済保険 ・法人火災共済保険 ・法人自動車共済保険 ・損害保険代理店業（火災保険・自動車保険）
特徴	・上記取扱保険のうち、自治体提携慶弔共済保険、法人火災共済保険、法人自動車共済保険は、保険業法による「認可特定保険業」として実施している。 ・認可特定保険業の補完事業として、認可特定保険業にて契約者となることのできる団体に向けた、火災保険、自動車保険の損害保険代理店業（引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社）を2014年7月1日より実施している。 ・こくみん共済 coop、日本再共済連と共に、こくみん共済 coop 基本三法人を構成している。

共栄火災

共栄火災海上保険株式会社

所在地	〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 ☎03-3504-0131 (https://www.kyoeikasai.co.jp/)
根拠法	保険業法
所管	金融庁
設立	・1942年（昭和17年）農林水産業協同組合、信用金庫・信用組合、生活協同組合をはじめとする各種協同組合・協同組織の前身である産業組合により設立。 ・2003年（平成15年）相互会社から株式会社へ組織変更。協同組合・協同組織諸団体より出資を受け、名実ともに「協同組合・協同組織を基盤とする保険会社」としての位置付けを確固たるものとした。
事業内容	・「共存同栄」「相互扶助」の精神にもとづき、各種協同組合との強固な関係を事業基盤として損害保険事業をおこなっている。
取扱保険	・火災保険（地震保険） ・自動車保険 ・自賠責保険 ・傷害保険 ・医療・がん保険 ・所得補償保険 ・賠償責任保険 ・動産総合保険 ・身元・取引信用保険 ・建設・土木工事保険 ・労働災害総合保険 ・船舶・貨物保険（ほか）
特徴	・各種協同組合・協同組織を事業基盤とした特色ある事業運営を展開している。日本で初の積立型火災保険やホールインワン保険を開発するなど商品開発力に定評。

第 I 種賛助会員

NOSAI協会 公益社団法人 全国農業共済協会

所在地	〒102-8411 東京都千代田区一番町19 ☎03-3263-6411 (http://www.nosai.or.jp/)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
所管	内閣府
設立	<ul style="list-style-type: none">・1940年（昭和15年）農業保険協会を設立。・1948年（昭和23年）農業共済保険協会を設立。・1949年（昭和24年）名称を「社団法人全国農業共済協会」に変更。・2013年（平成25年）「公益社団法人全国農業共済協会」に移行。
事業内容	・農業保険制度に係る調査研究、その他農業の振興と農業経営の安定のための調査研究および農家や一般国民への普及啓蒙をおこなう事業など。
取扱共済	・農業保険制度は、NOSAI協会の会員である農業共済組合、農業共済組合連合会によって運営され、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済、農機具共済、保管中農産物補償共済の農業共済事業及び農業経営収入保険事業を実施。
特徴	<ul style="list-style-type: none">・農業保険制度は、農業経営の安定を図るため、農業者が自然災害等不慮の事故によって受ける損失を補てんする共済事業と農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険事業を行う制度である。（昭和22年に「農業災害補償法」が施行。平成29年に同法の一部を改正する法律が成立し、「農業保険法」に名称変更。）・NOSAI協会は、農業共済組合及び農業共済組合連合会を会員とする団体の中央機関。

第Ⅱ種賛助会員

防衛省生協 防衛省職員生活協同組合

所在地	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル2階 ☎03-3514-2241 (https://www.bouseikyo.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1963年(昭和38年)設立。
事業内容	・各種共済事業
取扱共済	・火災共済 ・生命共済 ・長期生命共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省生協は、防衛省設置法第2章に規定される防衛省、国家公務員共済組合法第3条に規定される防衛省共済組合、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法に定められた独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構および防衛省職員生活協同組合を職域とする生協である。 ・防衛省・自衛隊の機関・部隊は全国に展開しており、東京の本部を核として各地に担当職員等を配置して事業を運営している。

神奈川県民共済 神奈川県民共済生活協同組合

所在地	〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 ☎045-201-0816 (https://www.kenminkyosai.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	神奈川県
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・1966年(昭和41年)神奈川県民のために任意団体を設立し「総合生命共済」を実施。 ・1973年(昭和48年)神奈川県民共済生活協同組合としての認可を得て「県民共済」が神奈川県に誕生し、新たな共済事業を開始。
事業内容	・共済事業
取扱共済	・生命・こども共済 ・交通事故共済 ・傷害共済 ・賠償共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・相互扶助の精神のもと、“安心と生きがいを保障する”を基本理念として、神奈川県で生命共済を中心に共済事業を展開する専門組合。 ・組合員向けの教育事業として“いきいき 健康”“いきいき 生活”“子育て支援”などのイベントを実施している。

中済連 中小企業福祉共済協同組合連合会

所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-5 日本橋アルガビル ☎03-3275-1121 (http://www.chusairen.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	東京都
設立	・2012年(平成24年)設立。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会員組合がおこなう共済事業に係る共済責任の再共済事業。 ・会員組合と連帯して共済責任を負う共済契約に係る共同共済事業。 ・その他会員組合のための各種支援事業。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・生命傷害共済等の再共済 ・生命医療共済 ・労災費用共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革関連法の施行を受け、中小事業者に対する共済事業を運営してきた公益法人が新設した共済事業協同組合を母体に、2012年1月に設立された連合会組織であり、再共済事業および会員組合との共同共済事業に加え会員組合への各種支援事業を併せておこなっている。

開業医共済 開業医共済協同組合

所在地	〒380-0928 長野県長野市若里1-5-26 ☎026-217-6600 (http://www.kaigyoiikumiai.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	長野県
設立	・2010年(平成22年)設立。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員のためにおこなう開業医共済休業保障事業。 ・上記事業に付帯する事業。
取扱共済	<ul style="list-style-type: none"> ・休業保障共済
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・7県の保険医協同組合(事業協同組合)と発起人(開業医)が出資し、2010年1月に関東信越厚生局の認可を得て創立(2015年4月に事務・権限が長野県に移譲)、同年8月に開業医が病気やケガで休業した時の保障及び復業を支援するために「開業医共済休業保障制度」を発足。 ・医療供給体制の安定と医療の供給者である医師・歯科医師の経営と生活を安定させることを目的とする。

2 会員団体で取り扱っている共済種類一覧

共済実施組合	会員団体	火 災	生 命	傷 害	自動車	年 金	その他
農業協同組合	JA 共済連	○	○	○	○	○	○
漁業協同組合	JF 共水連	○	○			○	
生活協同組合	こくみん共済 coop	○	○	○	○	○	○
	コープ共済連	○※1	○		○※1		
	大学生協共済連	○※2	○				
	全国生協連	○	○	○			
	生協全共連	○	○※3	○※3			
	防衛省生協	○	○				
	神奈川県民共済		○	○			○
事業協同組合	日火連	○	○	○	○		○
	交協連				○		○
	全自共				○		
	中済連		○				○
	開業医共済						○
農業共済組合	NOSAI協会	○					○

※1：こくみん共済 coop の共済事業規約にもとづく共済です。

※2：2019年4月より募集停止。

※3：一部の会員組合で実施しています。

※4：その他の共済種類については、JA共済連の「財産形成貯蓄共済」「賠償責任共済」「ボランティア活動共済」、こくみん共済 coop の「慶弔共済」「個人賠償責任共済」、神奈川県民共済の「賠償共済」、日火連の「休業対応応援共済」「労働災害補償共済」「所得補償共済」「休業補償共済」「中小企業者総合賠償責任共済」、交協連の「労働災害補償共済」、中済連の「労災費用共済」、開業医共済の「開業医共済休業保障制度」、NOSAI協会の「農作物共済」「家畜共済」「果樹共済」「畑作物共済」「園芸施設共済」「農機具共済」「保管中農産物補償共済」などです。

3 会員団体の社会活動

各会員団体では、「人と人との結びつき」を大切にする共済の趣旨にそって、福祉、健康の増進、事故防止など組合員へのサービスや啓発活動に取り組み、さらには、「住みよい社会の実現」をめざして豊かな環境や文化の発展に寄与する諸活動をおこなっています。

(1) 福祉・健康増進活動

■レインボー体操の普及

レインボー体操は、JA共済オリジナルの健康体操です。心臓に負担をかけないやさしい動きで、全身の血液の流れをよくする体操です。立っても、座っても、寝ていてもできますので、体力に自信のない方、お年を召した方にも安全におこなっていただけます。いろいろな音楽にあわせて楽しく体を動かしながら、病気予防・健康づくりを推進しています。



レインボー体操のDVD

■笑い健康教室の開催

JA共済では、「笑い」が心や体によいということが医学的にも証明されつつあり、最近では病気の予防や治療においても注目されていることを受け、健康増進活動のひとつとして「笑い健康」の関係に着目したプログラムを開発し、「笑い」の効果とその仕組みについて学び、実際に体験する「笑い健康教室」を実施しています。



参加者に配布するテキスト

■海難遺児育英募金活動

JF共水連を含めたJFグループでは、海難遺児を励ます育英募金活動など、漁村の生活に根ざした支援活動を、年間を通して広くおこなっています。

■浜の福祉情報誌の作成・配布

JF共水連では、漁村地域に暮らす方々へ向け、浜の暮らしに役立つ福祉情報誌「うえ〜ぶ」を年2回作成・配布しています。老後のために知っ

ておきたい年金知識や日々の健康づくりに役立つ情報、各地のJFから旬の魚の提供を受け、料理愛好家 平野レミさんが考案したレシピの紹介等、浜の暮らしに寄り添った有用な情報提供活動をおこなっています。



浜の福祉情報誌



平野レミさん考案のレシピ紹介等を掲載

■全国漁業協同組合学校への支援

JF共水連では、「協同組合精神を持った漁協職員の育成」を目的としたJFグループ唯一の教育機関である「一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校」の支援をおこない、安心して豊かに暮らせる漁村づくりを推進する人材育成に寄与しています。

■新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

こくみん共済coopでは、社会不安が広がるなかでも、人と人との心のふれあいや「たすけあい」を分かち合い、地域社会を支える方々を支援する「#今できるたすけあいプロジェクト」を2019年度から展開しています。

2020年度は、医療・介護・福祉に従事している方々を支援するため、マイページの新規登録や各種手続きに応じて1件あたり100円を拠出し寄付する取り組みをおこないました。寄付金額は合計8,979,600円となり、「日本赤十字社」「日本医療福祉生活



マイページの登録等に応じた寄付の取り組み



今できるたすけあい特設サイトトップページ

協同組合連合会」へ寄付しました。また、コロナ禍において、改めて気づいた周囲の人たちへの感謝の気持ちをTwitterで募集し、その内容をまとめた書籍「ありがとうの手紙」を出版しました。

■こどもの成長応援プロジェクト

こくみん共済 coop では、子どもたちの体力の二極化・低下に着目し、子どもたちのすこやかな成長とたすけあいの気持ちを未来につなぐことを目的として「こどもの成長応援プロジェクト」を2019年度から展開しています。これまでに累計約5万本のなわとび・長なわを全国の児童館・小学校などに寄贈したほか、特設サイトにおいて、「こどもの成長応援コラム」など、子育て世帯に役立つ情報を発信しています。



寄贈した
なわとび・長なわ

■地域貢献助成

こくみん共済 coop では、各地域で「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」に取り組むNPO法人・市民団体などを対象に、活動の充実や発展の支援のために助成をおこなっています。

2020年は「人と人とがささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに募集し、172団体の応募をいただきました。その中から厳正なる審査の結果、72団体に総額2,000万円を助成しました。

■地域ささえあい助成

コープ共済連は、社会貢献の一環として、2012年度から「地域ささえあい助成」を実施し、様々な団体と生協が協働する活動を対象に助成をおこなっています。

2020年度は、審査の結果、37団体に2,176万円を助成しました。



2020年度活動報告書

■健康づくり支援企画

コープ共済連は、2017年度から「健康づくり支援企画」を実施しています。高齢者が元

気に活躍できる地域をつくっていくために、全国の生協が「食生活」「運動」「社会参加」をテーマに実施する健康づくりの取り組みを支援しています。

4年目となる2020年度には、44生協47件に対し1億4,324万円の支援をおこないました。



2020年度取り組み報告集

■CO・OP共済 医療従事者応援プロジェクト

コープ共済連は、新型コロナウイルス感染症と闘っている医療従事者へ、全国の加入者から寄せられた応援の気持ちを届けることを目的として、2020年7月22日～12月20日に「マイページお手続きでOnlineたすけあい～CO・OP共済 医療従事者応援プロジェクト～」を実施しました。結果、165,269名の加入者にご協力いただき、日本医療福祉生活協同組合連合会へ8,263,450円の寄付を行いました。寄付金は、地域の医療現場で昼夜問わず奮闘されている皆さんのために活用されました。



CO・OP共済 医療従事者応援プロジェクトバナー

■大学生の病気・ケガ・事故 2020

大学生協共済連では、大学生の病気やケガ・事故の実態や傾向を明らかにし、学生生活におけるそれらのリスクへの備えについて考察することを目的に「大学生の病気・ケガ・事故 2020」を発行し、ホームページ上で公開しています。これは共済および保険金支払い実績データを分析してまとめたものです。

■社会福祉団体等へ助成

全国生協連では、障がい者や高齢者を対象として支援をおこなう社会福祉団体等に対し、福祉支援活動の一環として、助成をおこなっています。助成活動を始めた1985年より、これまでのべ359団体への助成をおこないました。

■暮らしに役立つ小冊子を作成・配布

全国生協連では、公的保障や防災など暮らしを守ることをテーマにした小冊子を作成し、組合員や希望される一般の方々に無料配布しています。これまでにお配りした数は5種類・計834万部を超え、多くの方々の暮らしに役立てられています。



暮らしに役立つ小冊子

■「暮らしのタネonline」で情報発信

全国生協連では、暮らしに役立つ情報サイトとして、都道府県民共済グループオウンドメディア「暮らしのタネonline」を運用しています。

各分野の専門家による執筆・監修記事を掲載。生活者の暮らしの安心と向上に役立つ、幅広い情報を掲載しています。



暮らしのタネonline

■全労済協会 2020年度シンポジウムを開催

全労済協会では、勤労者の福祉向上を目的に一般の方を対象としたシンポジウムを毎年開催しています。

2021年3月11日から3月31日にかけて、こくみん共済 coop および日本再共済連との共催でオンラインシンポジウム（動画配信）を開催しました。今年度はこくみん共済 coop「これからの防災・減災運動」と連携した取り組みとして、一般財団法人日本総合研究所会長の寺島実郎氏にご講演いただき「東日本大震災から10年 これまでのふり振り返りと今後の展望」をテーマに実施しました。視聴申込者は936名で、視聴後のアンケートからは「大変良かった・良かった」が94.1%を占め、好評のうちに終了しました。

また、東日本大震災から10年を迎えた取り組みとして、「東日本大震災をふり振り返りこれからの『防災・減災』と『共助』を考える～真に必要な被災者支援と共済事業の可能性～」をテーマとして、兵庫県立大学大学院教授の室崎

益輝氏と神津理事長との対談を実施し、動画配信をホームページでおこなっています。本対談で東日本大震災の経験を踏まえて今後の『防災・減災』や『共助』はどのようにあるべきか考えるきっかけになりました。



「東日本大震災から10年 これまでのふり振り返りと今後の展望」



「東日本大震災をふり振り返りこれからの『防災・減災』と『共助』を考える～真に必要な被災者支援と共済事業の可能性～」

■“義理チョコ・あげたつもり・もらったつもり” バレンタイン・チャリティ募金

共栄火災では、なかば儀礼的となっていたバレンタインデーの義理チョコとホワイトデーのお返しを、もっと有意義な目的に使えないかと女性社員有志が発起し、1993年から“義理チョコ・あげたつもり・もらったつもり” バレンタイン・チャリティ募金」を実施しています。これは義理チョコをあげたつもりで、また、ホワイトデーにお返ししたつもりで1口500円をチャリティとして募金する活動です。



バレンタイン・チャリティによる募金でつくられた水田と稲刈りをするマリ共和国の子どもたち

毎年集まった募金は、マリ共和国（西アフリカ）の難民キャンプを支援するために、NGOを通じて井戸や学校、医薬品倉庫の建設、砂漠化防止のための植林、近年では水田づくりのために活用されています。

■クリスマス・チャリティ

共栄火災は、毎年クリスマスの時期に「クリスマス・チャリティ」を実施しています。この

活動は各家庭で不用になった衣料品や余っている家庭常備薬、おもちゃ、文房具、裁縫用具などを集め、マリ共和国（西アフリカ）の難民キャンプへ贈る活動で、1993年から実施しています。また、同時に1口300円で、それらの物品を送るための輸送費チャリティも実施しています。毎年全国から数多くの物品が集められ、これらを社員自らが仕分け・梱包をおこなった後にNGOを通じて寄贈されます。



クリスマス・チャリティでの仕分け・梱包作業の様子

(2) 交通安全・交通事故等被害者支援活動

■ 世代別交通安全教室の開催

JA共済では、世代別に交通安全教室を開催しています。

幼児向けには、舞台の上の横断歩道で園児が実際に体験できるミュージカル形式のものやキャラバンカーでおこなうステージショーでの交通安全教室を開催しています。客席の園児・保護者と舞台がひとつになって、楽しみながら交通ルールを学べます。

中学校や高等学校の生徒向けには、学校でおこなわれる交通安全教室の際、危険な自転車走行にともなうスタントマンによる交通事

■ 教育環境設備に対する寄附

神奈川県民共済では、子どもの健全な育成を目的に交通遺児や子どもの難病治療・小児医療等のために県立こども医療センター、県立養護学校、横浜市立特別支援学校への器械備品等教育環境整備に対する寄附を毎年おこなっています。

■ 親子ふれあい体操

神奈川県民共済は、神奈川県の主な取り組みである“運動やスポーツに親しみ健康で明るく豊かな生活を送っていただく”ための「3033運動」をとおして、乳幼児期における遊び・運動の重要性を啓発する「親子ふれあい体操」の活動に協賛しています。市町村が乳幼児に対して行う健診時等の際にリーフレットを配布し、啓発活動に役立てられています。



幼児向け交通安全教室
(親子の交通安全ミュージカル 魔法園児マモルワタル)
(後援：内閣府、警察庁、国土交通省)
(推薦：一般財団法人 全日本交通安全協会)

故の実演により、危険性を疑似体験できる教育手法（スケアード・ストレイト方式）を警察等と連携し、推進しています。

シルバー世代向けには、JA共済オリジナルの「交通安全落語」で笑いながら交通安全の意識を高める交通安全教室の開催やドライビングシミュレーター搭載車両による巡回型の安全運転診断を実施しています。

また、全世代を対象とし、自転車乗用中の交通ルールや危険予測を実践的に体験できる自転車シミュレーター搭載車両による巡回型の安全運転診断を実施しています。



シルバー世代向け交通安全教室（交通安全落語）



自転車交通安全教室（生徒向け）



自転車安全運転診断（全世代向け）

■世代別交通安全ムービーの無償提供

JA共済では、交通安全などを楽しみながら学んでいただくため、JA共済地域貢献活動ホームページ（<http://social.ja-kyosai.or.jp>）にて小学生向け・中高生向け・シルバー世代向けの交通安全動画などを提供しています。

2020年度は、同動画をリニューアルし、全国の小学校および各教育委員会・都道府県・都道府県警等へ交通安全教育DVDキットにして寄贈しました。



〈小学生向け〉基本編・発展編・保護者編 クイズや実験などを通じて考えながら楽しく視聴できます。



〈シルバー世代向け〉交通安全編・振込め詐欺被害防止編ドラマ仕立てで楽しく視聴できます。

■「介助犬」の育成・普及支援

JA共済では、交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。また、介助犬の受入れに対する理解を促進するため、介助犬によるデモンストレーションを実施し、障がいのある方の自立と社会復帰を支援しています。



ペットボトルを渡す介助犬



ドアを開閉する介助犬

(写真提供：NPO法人日本補助犬情報センター・社会福祉法人日本介助犬協会)

■社会復帰支援のためのリハビリテーションセンターの開設

JA共済が、静岡県の中伊豆と大分県の別府に開設した2つのリハビリテーションセンターは、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。



社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター

■農作業事故未然防止活動 農作業事故体験VRを活用した学習プログラムの展開

JA共済では、農作業事故の未然防止を目的に、当事者の視点から農作業中の事故を疑似体験できる「農作業事故体験VR」を活用した学習プログラムを、全国のJAにおける研修会やイベント、農業関連団体による講習会などで展開しています。



農作業事故体験VRを視聴している様子

■海難・海上災害防止活動への支援

JF共水連は、海上災害を予防し、漁業を営む方々の命を守るための取り組みとして、漁

船等へのAED設置費用の助成をおこなっています。また、全国漁船安全操業推進月間の周知啓発キャンペーン（主催：NPO水産業・漁村活性化推進機構）や、公益社団法人日本水難救済会の活動に協賛しています。

■7才の交通安全プロジェクト

こくみん共済 coop

では、7才の交通安全プロジェクトを2018年度から展開しています。このプロジェクトは「未来ある子どもたちを交通事故から守りたい」という思いから、歩行中の交通事故死傷者数が多い7才児を中心に、子どもたちを交通事故から守っていく取り組みです。これまでに全国の児童館などへ累計約32万本（2020年度末）の横断旗の寄贈をおこなっています。

2020年度は金沢大学と子どもの交通安全に関する共同研究において、交通安全教材「7才の交通安全マップ」を開発し、広く活用いただけるようホームページで公開しています。

■ランドセルカバー寄贈

コープ共済連は、全国の自治体と連携し、2015年度から全国の新一年生に向けランドセルカバー寄贈をおこなっています。

2020年度の新一年生には、5,863校に302,069枚のランドセルカバーを、ランリュック等使用の小学校にはランドセルカバーの代わりに連絡帳袋を寄贈しました。

CO・OP共済のキャラクター「コーすけ」のイラストが描かれた黄色地のカバーは周囲の目を引き、遠くからでも児童の存在をアピールすることができます。地域の方々に見守っていただくための目印ともなり、交通事故防止に役立っています。



マイカー共済見積もり
1件につき1本の横断旗を
全国の児童館等に寄贈



横断旗寄贈の様子



コーすけのイラストが
描かれたランドセルカバー

■交通事故防止事業

交協連では、会員が実施する安全運転講習会の費用を一部助成する他、安全運転広報事業として、全国から交通安全に関する標語、児童画等を募集し、優秀作品を掲載した垂幕、カレンダーなどを作成しています。

■車両点検の実施

学生は自転車やバイク運転中に事故やケガを起こす場合が多く、また、土地柄によって自転車やバイクで通学する大学もあります。大学生協共済連の会員では、自転車やバイクの事故に注意を払うために、車両点検などを実施しています。

■地域防犯活動「ふるさと見守り活動」

NOSAI団体では、農業共済事業への加入の呼びかけや事故が発生した際の損害評価、組合員農家への業務上の連絡など、役職員が日常的に地域を巡回し、農家を訪問しているほか、組合員への情報開示や接点強化を図るために、定期的に広報紙を発行しています。こうした業務の特徴を生かし、より効果的な防犯活動として、以下の「ふるさと見守り活動」を全国一斉に展開しています。

(1)全国統一的に取り組んでいる活動

- ①全国約6,000台の業務用車両に「防犯パトロール中」のステッカーを貼付し、日常の業務を通じて犯罪被害防止を啓発するとともに、“防犯の眼”となって地域の犯罪抑止機能の向上に貢献しています。
- ②犯罪防止を啓発するための広報活動として、広報紙に、外出時の鍵かけ、振り込め詐欺への注意、農産物・農機具盗難防止などの記事等を掲載しています。

(2)警察などと連携して農業共済組合や農業共済組合連合会ごとに地域の実情に応じて取り組んでいる活動

- ①事務所を「子ども110番の家」に登録
- ②業務用車両を「子ども110番の車」に登録
- ③業務用車両へのドライブレコーダー設置と警察等への情報提供
- ④警察の防犯ネットワークへの登録



交通安全
啓発垂幕

(3) 文化・スポーツ活動

■書道・交通安全ポスターコンクール

JA共済では、次代を担う小・中学生の皆さんに、「相互扶助」と思いやりの大切さを伝えるとともに、書写教育に貢献することを目的に書道コンクールを、交通安全への意識を高め幅広く社会に呼びかけることを目的に交通安全ポスターコンクールを開催しています。

残念ながら2020年度の全国コンクールは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりましたが、歴史・規模・質どれをとっても日本を代表する大きなコンクールとなっています。



客で開催するなど十分なコロナ対策のもとで、予選を勝ち抜いた24組の高校生バンドが練習の成果を発表しました。



選抜された高校生バンドの演奏風景

■地域に根差したスポーツ支援

共栄火災では、ひとりでも多くの人々と楽しみを分かち合うために、数々のスポーツ活動を支援しています。

毎年3月に国営・海の中道海浜公園（福岡県福岡市）で開催される「海の中道はるかぜマラソン」には、1997年から「共栄火災スポーツフェスタ」として特別協賛するとともに、当社の社員がスタッフとして参加し、運転診断コーナーの設置や運営等を通じて大会運営を支援しています。

また、毎年7月に長野県信濃町で開催され、地域振興的な恒例行事として定着している「野尻湖カップトライアスロン・ジャパンオープン」には、1990年の第1回大会から協賛を続けています。

そのほか、NPO ナスターレース協会が主催するジュニアスキーヤー育成のための大会「ナスターレース・ユース・ジャパンカップ」や、(公財)札幌スキー連盟および(公財)北海道スキー連盟が主催するスキージャンプ大会「HBCカップジャンプ」などにも協賛しています。

■障がい者スキーの支援

コープ共済連は、2019年から特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟と、ゴールドパートナー契約を締結しています。

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目指す「誰一人取り残さない」という社会の在り様は、協同組合の理念と重なり合っており、2018年に採択されたコープSDGs行動宣言には「誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりに参加」することを謳っています。

コープ共済連では、日本障害者スキー連盟へのゴールドパートナーとしての包括的、継続的な支援を通じて、SDGs実現に向けた貢献を目指しています。



さっぽろスノースポーツフェスタ2020
大通公園クロスカントリースキー競技大会の様子



共栄火災スポーツフェスタ海の中道はるかぜマラソン

■高校生の文科系部活動の支援活動

神奈川県民共済は、神奈川県高等学校文化連盟をとおりて高校生の文化系の部活動を応援しています。2020年度は、県民共済プラザの「みらいホール」にて神奈川県高等学校軽音楽連盟主催の「第20回高等学校軽音楽コンテスト 代替大会 決勝」が開催されました。

事前に感染予防ガイドラインを作成して無観



ナスターレース・ユース・ジャパンカップ

(4) 環境保全活動

■リボンキャンペーン

JA共済では、資源の有効活用と地球環境保護を目的として、事故の修理時のみではなく、一般的な修理や車検のときにも、車の損傷箇所については新品と交換せず、補修したり、リサイクル部品を使うことをすすめるなどの啓発活動をおこなっています。

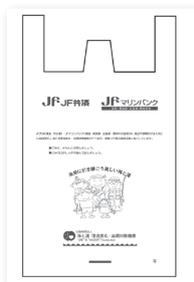


リボンキャンペーンポスター

■美しい海を守る活動への支援

JF共済では、海洋環境や生態系への影響が懸念され、世界的な課題となっている海洋ごみ等から美しい海と漁業を守るための取り組みを行っています。

2020年度は、JF全漁連・農林中央金庫と連携してJFグループがおこなう海浜清掃活動に使用するごみ袋を作成・配布することで、美しい海を守る活動を支援しました。



海浜清掃用のごみ袋

■海を守る環境保全活動、漁村・地域活性化の支援および表彰

JF共済連では、JF女性連が実施する「海を守る活動」をはじめとするJFグループの各活動を支援および表彰し、環境保全活動や漁村・地域の活性化に協賛しています。

■社会貢献付 エコ住宅専用 住まいる共済

こくみん共済coopの「社会貢献付 エコ住宅専用 住まいる共済」は、社会に役立つ共済商品として、契約状況や毎年の決算実績に応じて環境活動団体へ寄付する共済です。通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になる、社会にも組合員にも優しい共済商品です。

2020年度は、環境活動を展開する3団体（公益社団法人 国土緑化推進機構、公益財団法人 日本環境協会、公益財団法人 日本自然保護協会）に、総額2,400万円を寄付しました。

■環境保全に貢献する森林保護活動

「共栄火災エコの森」

共栄火災の「エコの森友の会」は、植林活動による自然環境の維持・向上に資することを目的に1992年に設立しました。植林・育林活動を原点とし、役員・社員による1口500円の会費

をもとに運営しています。国有林の分収造林事業に参加することによる森林育成活動を主体として、これまでに全国4か所、総面積7.24haの植林地で22,700本の樹木を保護・育成しており、現在も緑を育む活動を継続的に行っています。



国有林の育成
(静岡県・愛鷹山)

また、「エコの森友の会」では、九十九里浜津波被害林（千葉県山武市蓮沼殿下海岸）の植林活動も実施しています。東日本大震災で大きな被害を受けた地帯を整備し、再び豊かな防風林を取り戻すべく、震災からちょうど10年となる2021年3月に復興を願って1,500本のクロマツを植えました。この防風林の保全活動は2016年3月に続き2回目となり、地域貢献はもとより、震災の記憶を風化させない取り組みとしておこなっています。



千葉県・九十九里浜での植林

■途上国の子どもたちへ安全できれいな水を「Kyoei Safe Water For Children プロジェクト」

世界には、安全に管理された飲み水を使用できない人々が約22億人いるとされており、不衛生な水を口にするすることで下痢や感染症を引き起こし、幼い子どもたちのかけがえのない命が奪われている現実があります。

共栄火災では、一人でも多くの子どもたちに安全で、きれいな水を届けたいとの思いから、国際貢献活動の一環として、2015年に「Kyoei Safe Water For Childrenプロジェクト」を立ち上げ、自動車保険（注）のご契約1件につき、約30～50リットルの不衛生な水を安全できれいな水にできる浄水剤を途上国の子どもたちに届ける活動を続けています。

（注）所有・使用されているお車のご契約台数が9台以下のお客様のご契約を対象としています。



Kyoei Safe Water For Children
プロジェクト

4 自然災害への会員団体の取り組み

巨大地震や台風・豪雨などの自然災害による大切な住宅や家財への被害に対して、被災された契約者の方々の一刻も早い生活再建に役立てていただくため、会員団体は共済金等の迅速な支払いに努めるとともに、防災・減災に向けた様々な取り組みを実施しています。

(1) 会員団体がお支払いした共済金等

■自然災害に対して会員団体がお支払いした共済金等の合計額が1,000億円を超えた事例

1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災など過去の大規模自然災害に対して、会員団体の共済金・保険金・見舞金の支払合計額が1,000億円を超えた事例は以下のとおりです。

発生年月	災害名	共済金・保険金・見舞金
1991年9月	平成3年台風第19号	1,722億円
1995年1月	阪神・淡路大震災	1,442億円
2004年9月	平成16年台風第18号	1,357億円
2011年3月	東日本大震災	1兆2,549億円
2016年4月	熊本地震	1,836億円
2018年9月	平成30年台風21号	1,863億円
2019年9月	令和元年台風15号	1,256億円
2019年10月	令和元年台風19号	1,419億円

※上記の支払実績は、2021年9月末時点における各会員団体からの報告に基づく合計値であり、会員団体によっては損害系の支払額その他、生命系の支払額を含んでいる場合があります。

なお、災害名別の支払額の把握が困難な会員団体の実績については、支払実績に含めていません。

平成3年台風第19号

人的被害：死者・行方不明者62人、負傷者1,499人

物的被害：住家損壊170,447棟、住家床上・床下浸水22,965棟

阪神・淡路大震災

人的被害：死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人

物的被害：住家全壊104,906棟、住家半壊144,274棟、住家一部破損390,506棟

平成16年台風第18号

人的被害：死者・行方不明者45人、負傷者1,301人

物的被害：住家損壊43,140棟、住家床上・床下浸水8,360棟

東日本大震災

人的被害：死者・行方不明者22,303人、負傷者6,242人

物的被害：住家全壊122,005棟、住家半壊283,156棟、住家一部破損749,732棟

熊本地震

人的被害：死者273人、負傷者2,809人

物的被害：住家全壊8,667棟、住家半壊34,719棟、住家一部破損163,500棟

平成30年台風21号

人的被害：死者14人、負傷者980人

物的被害：住家損壊97,910棟、住家床上・床下浸水707棟

令和元年台風15号

人的被害：死者9人、負傷者160人

物的被害：住家損壊93,096棟、住家床上・床下浸水276棟

令和元年台風19号

人的被害：死者・行方不明者121人、負傷者388人

物的被害：住家損壊75,758棟、住家床上・床下浸水29,941棟

※被害の状況は消防庁ホームページ「災害情報一覧」による。ただし「平成30年台風19号」については、気象庁ホームページ「台風による災害の例」による。

■最近の主な大規模自然災害に対して会員団体がお支払いした共済金等

最近発生した主な大規模自然災害に対して会員団体がお支払いした共済金・保険金・見舞金は以下のとおりです。

発生年月	災害名	共済金・保険金・見舞金
2018年6月	大阪府北部地震	568億円
2018年7月	平成30年7月豪雨	777億円
2018年9月	平成30年台風第21号	1,863億円
2018年9月	平成30年台風第24号	916億円
2019年9月	令和元年台風15号	1,256億円
2019年10月	令和元年台風19号	1,419億円

※上記の支払実績は、2021年9月末時点における各会員団体からの報告に基づく合計値であり、会員団体によっては損害系の支払額その他、生命系の支払額を含んでいる場合があります。

なお、災害名別の支払額の把握が困難な会員団体の実績については、支払実績に含めていません。

(2) 会員団体の取り組み

■災害シート・災害キットの無償配布、仮設住宅の無償貸与

JA共済では、ご契約者さまが、自然災害などで被害を受けたときに「災害シート」や「災害キット」を無償でお配りしたり、火災などで住めなくなったときに「仮設住宅」を8か月無償でお貸ししたりするサービスを提供しています（JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす場合に限ります。）。



JA共済災害シート
(大きさ3.6m×5.4m (12畳))



災害キット



JA共済仮設住宅

■全戸訪問活動および支援活動

JF共水連では、地震や台風により被害を受けた地域のご加入者全戸を訪問し、被害状況を確認するとともに、共済金を早期にお支払いできるように取り組んでいます。

また、2020年度に発生した豪雨、台風、地震等の自然災害で被害を受けた方々に対して、支援物資の提供等の救援支援活動をおこないました。

■これからの防災・減災プロジェクト

こくみん共済 coop では、東日本大震災から10年が経過し、これまでの災害対応の中で得た教訓と経験をもとに、さらなる防災・減災の普及と、多くの方々との安心のセーフティーネットづくりを進めていくための取り組みとして、「これからの防災・減災プロジェクト」を展開しています。

①テレビ番組を活用した啓発活動

2021年3月11日に、日本テレビ系列局で「今から1分後もし大災害が起こったら?～命と未来を守る50の方法～」を1社提供番組として放送しました。最新の防災・減災の知識を気軽に楽しみながら学べるクイズ形式の番組構成でお届けしました。



2021年3月11日放送 日本テレビ系
「今から1分後もし大災害が起こったら?」
～命と未来を守る50の方法～

②もしもプロジェクト渋谷

こくみん共済 coop 会館のある渋谷区において、地域に根差した防災・減災啓発の取り組みとして、こくみん共済 coop、渋谷未来デザイン、渋谷区観光協会の3団体が主催し、渋谷区の後援を受けて、2021年3月から「もし

もプロジェクト渋谷」を展開しています。

本プロジェクトは、暮らす人、働く人、遊ぶ人など、多様な人が集う渋谷を舞台に、一人一人が「もしも」の日のために何ができるかを考え、備えることで、レジリエントな街づくりを目指す取り組みです。

2020年度は、キックオフイベント「もしも会議」のTwitter Live配信や、渋谷駅周辺のポスター・ビルボードなどに、その場所にあった災害時の備えを盛り込んだメッセージを掲出するポスター・ジャックプロジェクトなど、さまざまな取り組みを実施しました。



防災・減災の普及啓発活動
「もしもプロジェクト渋谷」



キックオフイベント「もしも会議」

■防災・減災のための取り組み ～ぼうさいカフェ～

こくみん共済 coop は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に推進している「ぼうさ

いカフェ」を2008年2月から実施しています。楽しく分かりやすくをモットーに災害写真の掲示や防災グッズの展示、防災科学実験ショー、防災紙芝居など、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムを全国各地で開催しています。2020年度は16回、これまでに累計459回開催しました。



ぼうさいカフェの様子

■災害用ブルーシートの寄贈

こくみん共済 coop とコープ共済連では、近年多発している台風や水害などの自然災害への備えとして、被災された方々の生活再建に少しでもお役に立てればという想いから、被災した住宅の応急処置や避難所における仕切りなどに活用いただける災害対策用ブルーシート13,200枚を全国知事会に寄贈しました。



ブルーシート寄贈の様子

5 会員団体の国際活動

会員団体は、国際協同組合保険連合（ICMIF）に加盟し、保険事業を運営する世界各国の協同組合・相互扶助組織との交流・連携活動に取り組んでいます。

(1) 国際協同組合保険連合（ICMIF）

世界には、保険事業を運営する協同組合・相互扶助組織が数多く存在し、これらの団体を代表する唯一の国際的連合体として、1922年に国際協同組合保険連合（International Cooperative and Mutual Insurance Federation、略称ICMIF）が設立されました。

ICMIFはICA（国際協同組合同盟）の専門機関で、2021年10月現在、198団体が加盟しており、2017年の加盟団体の掛金収入は約2,320億米ドルとなっています。会員団体の競争力強化を目指して、ICMIFでは、会員相互間の交流機会の提供、人材開発、協同組合・相互扶助の保険組織に対する理解を国際的に深める活動などをおこなっています。

日本共済協会の会員のうち、JA共済連、JF共水連、こくみん共済coop、日本再共済連、コープ共済連、大学生協共済連、日火連、共栄火災の8団体が正会員として加盟し、ICMIFおよびその各種委員会における役員・専門委員を務めるなど（JA共済連、こくみん共済coopは理事会メンバー）、国際的な連携を深めています。

また、ICMIFの地域協会のひとつとして1984年に設立されたアジア・オセアニア協会（Asia & Oceania Association of the ICMIF、略称AOA）では、アジア・オセアニア地域の協同組合保険運動の発展の支援や会員相互の交流機会の増大および友好の促進を目的に、セミナーや会員訪問団を定期的実施しています。

AOAはICMIFのアジア・オセアニア地域の会員によって構成され、2021年10月現在、12か国、43団体が加盟しています。

ICMIFの組織図



ICMIF に加盟している日本の共済団体

正 会 員	日本の共済団体のおもな役割	
<ul style="list-style-type: none"> JA 共済連 JF 共水連 こくみん共済 coop 日本再共済連 コープ共済連 大学生協共済連 日火連 共栄火災 	ICMIF 理事・役員選出団体	
	<ul style="list-style-type: none"> 理事 執行委員会委員 インテリジェンス委員会委員 再保険委員会委員 	<ul style="list-style-type: none"> JA 共済連、こくみん共済 coop JA 共済連 JA 共済連、コープ共済連 JA 共済連
准 会 員	AOA 理事・役員選出団体	
<ul style="list-style-type: none"> 日本共済協会 JA 共済総合研究所 	<ul style="list-style-type: none"> 会長・事務局 監査役 	<ul style="list-style-type: none"> JA 共済連 JF 共水連

(2) ICMIFのおもな活動

① 5-5-5 マイクロインシュランス開発戦略

ICMIFが進める5-5-5 マイクロインシュランス開発戦略は、5年間で5カ国（インド、フィリピン、ケニア、コロンビア、スリランカ）において、保険未加入の低所得層の500万世帯（合計2,500万人）を対象に、相互扶助のマイクロインシュランスの範囲拡大を目指しており、国連2030持続可能な開発目標（SDGs）のうち、目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標13「気候変動に具体的な対策を」の、5つの目標を特に支援しています。

これに共鳴した多くの会員団体等が支援パートナーとなっており、日本からはJA共済連、こくみん共済 coop、コープ共済連、大学生協共済連の4団体が支援パートナーとなっています。

ICMIFの5-5-5戦略は、国連の持続可能な開発目標17項目のうち5項目に関連しています。



貧困の悪循環を断ち切り、脆弱な地域社会にセーフティネットを作る



小規模農業者の保険加入が食糧確保対策の一つとなる



医療保険へのアクセス向上とともに、病気予防や医療の質の向上にも注力する



女性が保険契約者であるケースが多いため、女性にプラスの影響を与える



プロジェクト対象5カ国は気候変動の影響を最も受けやすい地域でもある

icmif
DEVELOPMENT

5-5-5 マイクロ
インシュランス開発戦略



コロンビア



インド



ケニア



フィリピン



スリランカ

②ヤングリーダープログラムの開催

ICMIFでは、2021年5月に、会員団体の35歳以下の若手リーダーを対象に共済・保険業界の国際的課題に対する意見交換や国内外のネットワークの構築を目的として「ヤングリーダープログラム」を開催しました。

ロンドン（2017年）、オークランド（2019年）につづく第3回目の開催となりましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインでの開催となりました。世界中の50以上の団体から約150名の参加者が集まり、各国の協同組合・保険会社から招待された16名のCEOとの間で活発な意見交換が行われました。

日本からはJA共済連、JF共水連、こくみん共済coop、コープ共済連および日本共済協会の5団体から14名が参加しました。



ヤングリーダープログラムの様子

③「保障から予防へ：災害リスクの軽減における協同組合・相互扶助保険の役割」の発行

ICMIFと国連防災機関（UNDRR）は、これまでのリスク保障のための商品・サービスの提供から予防に重点を置く考え方へと移行するための実践的な対応を検討するため、2019年11月からパートナーシップ・プロジェクトを展開しています。

このような活動の一環として、ICMIFとUNDRRは、2021年4月に「保障から予防へ：災害リスクの軽減における協同組合・相互扶助保険の役割」を発行しました。このなかでは、協同組合・相互扶助保険を通じて災害リスク軽減と強靱性向上を支援する7つのメカニズムと、世界の協同組合・相互保険会社実践している事例が紹介されており、日本からはJA共済連およびこくみん共済coopの取り組みが取り上げられています。

また、2021年7月にはこくみん共済coopの協力のもと、日本語版も発行されました。



「保障から予防へ：災害リスクの軽減における協同組合・相互扶助保険の役割」

V 資料

1 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995年、イギリスのマンチェスターで開かれたICA（国際協同組合同盟）100周年記念大会・全体総会において「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」が報告・採択されています。

〈定義〉

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

〈価値〉

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

〈原則〉

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

（第1原則）自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

（第2原則）組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人1票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

（第3原則）組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当が

ある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・ 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・ 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・ 組合員の承認により他の活動を支援するため

（第4原則）自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

（第5原則）教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

（第6原則）協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

（第7原則）コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

（1995年9月23日 ICA大会・全体総会で決定）

2 日本の共済事業および日本共済協会のあゆみ

その生立ちから現在まで

◆共済事業のあゆみ ◇日本共済協会のあゆみ

1920年代

- 21 ◆賀川豊彦の指導で神戸消費組合（神戸生協）設立
- ◆那須善治の提唱で灘購買組合（灘生協）設立
- ◆道家 斉、佐藤寛次が「協同組合による保険経営の思想」を明確に打ち出す
- 22 ◆田中義一らが高田火災共済組合（岐阜県養老郡高田町）を設立
- 24 ◆第20回全国産業組合大会で「生命保険事業開始の件」を決議
- 29 ◆福岡県信連が県下の産業組合に対し火災保険を実施（1956年2月まで継続）

1930年代

- 34 ◆賀川豊彦が雑誌『家の光』に小説『乳と蜜の流るゝ郷』を連載し、協同組合保険の実現を主張
- 38 ◆賀川豊彦がノア・バルウ著『協同組合保険論』を翻訳・刊行

1940年代

- 42 ◆共栄火災海上保険株式会社（共栄火災の前身）設立
- 46 ◆共栄火災海上保険株式会社が共栄火災海上保険相互会社へ改組
- 47 ◆全国学校協同組合連合会（全国大学生協連の前身）発足
- ◆農業協同組合法施行（「共済に関する施設」の明記）
- ◆農業災害補償法施行
- 48 ◆北海道共済農業協同組合連合会設立
- ◆農業共済保険協会（NOSAI協会の前身）設立
- 49 ◆水産業協同組合法施行
- ◆消費生活協同組合法施行（「組合員の生活の共済を図る事業」の明記）
- ◆中小企業等協同組合法施行

1950年代

- 50 ◆改正水産業協同組合法の施行（「共済会に関する条項」の明記）
- 51 ◆全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）設立
- ◆全国水産業協同組合共済会（全水共：JF共水連の前身）設立
- ◆日本生活協同組合連合会（日本生協連）設立
- 55 ◆全国共済商工協同組合連合会（全済連：日火連の前身）設立
- 56 ◆全国共済生活協同組合連合会（生協全共連）設立
- 57 ◆全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連：全労済の前身）設立
- 58 ◆全国大学生生活協同組合連合会（全国大学生協連）設立
- 59 ◇月刊誌『共済保険研究』（現『共済と保険』誌の前身）の創刊

1960年代

60 ◆全日本火災共済協同組合連合会(日火連)設立

1970年代

71 ◆首都圏生活協同組合連合会(首都圏生協連:全国生協連の前身)設立

72 ◆全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)設立

73 ◆埼玉県民共済生活協同組合設立

74 ◆全国中小企業生命傷害共済協同組合連合会(中小企業共済の前身)設立

75 ◆全国自家用自動車共済協同組合連合会(全自共の前身)設立

◆全国中小企業生命傷害共済協同組合連合会が全国中小企業共済協同組合連合会(中小企業共済)に改称

76 ◆労済連が全国事業統合により略称を全労済に改称

79 ◆日本生協連が受託による共済事業を開始

1980年代

80 ◆全国労働者自動車共済生活協同組合連合会(自動車共済連:日本再共済連の前身)設立

81 ◆全国大学生協同組合連合会(全国大学生協連)が共済事業を開始

◆首都圏生協連が全国生活協同組合連合会(全国生協連)に改称

82 ◆(財)全国勤労者福祉振興協会(全労済協会の前身)設立

83 ◆改正水産業協同組合法の施行に伴い、全水共が全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)に改組

84 ◆日本生協連が元受による共済事業を開始

86 ◇JA共済連・全労済・JF共水連・共済保険研究会の四者で、共済団体連携の検討

87 ◆自動車共済連が全国労働者共済生活協同組合再共済連合会(全労済再共済連)に改組

88 ◇JA共済連・全労済・JF共水連・共済保険研究会による「四者連絡協議会」が発足

89 ◆(財)全国労働者福祉・共済協会(全労済協会の前身)設立

◇共済理論研究会が発足

1990年代

91 ◇「四者連絡協議会」が「共済団体連絡協議会」に改称

92 ◇日本共済協会が会員7団体(JA共済連、JF共水連、全森連、全労済、全国大学生協連、日火連、全自共)から成る社団法人として設立

◇交協連が正会員加入

94 ◇日本生協連が正会員加入

◇日本共済協会が国際協同組合保険連合(ICMIF)にオブザーバー会員として(現在の准会員)加盟

95 ◇生協全共連が正会員加入

◆全国自家用自動車共済協同組合連合会が全国自動車共済協同組合連合会(全自共)に改称

96 ◇全労済再共済連が正会員加入、共栄火災海上保険相互会社、(社)全国農業共済協会(NOSAI協会)が賛助会員加入

◇日本共済協会結成5周年記念事業を実施

◇日本共済協会セミナー初開催

97 ◇中小企業共済が正会員加入

99 ◇国際業務研究会(現・業務研究会)初開催

2000
年代

- 00 ◆47都道府県共済連とJA共済連が統合
- 02 ◇日本共済協会結成10周年記念事業を実施
 - ◇共栄火災海上保険相互会社が賛助会員から正会員に変更
- 03 ◆共栄火災海上保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)へ改組
 - ◇「共済相談所」開設
- 04 ◆(財)全国勤労者福祉振興協会が(財)全国労働者福祉・共済協会を統合し、(財)全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)に改称
 - ◇全労済協会が正会員加入
- 05 ◆改正農業協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
- 06 ◆全労済再共済連が日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連)に改称
 - ◇全国生協連が正会員加入
- 07 ◆改正中小企業等協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
 - ◆裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR促進法)施行
- 08 ◆改正水産業協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
 - ◆改正消費生活協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保、共済事業との兼業禁止、共済代理店に関する規定の整備等)
- 09 ◇日本生協連から共済事業部門を分離し、日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)が設立されたことにより、日本生協連が脱退し新たにコープ共済連が正会員加入

2010
年代

- 10 ◇共済相談所がADR促進法にもとづく法務大臣の認証を取得
 - ◆保険法施行
 - ◆金融ADRの充実を図る「金融商品取引法等の一部を改正する法律」施行
 - ◇全森連が脱退
 - ◇全国大学生協連から共済事業部門を分離し、全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)が設立されたことにより、全国大学生協連が脱退し新たに大学生協共済連が正会員加入
- 11 ◇「日本共済協会のあり方」を決定
- 12 ◇日本共済協会結成20周年記念事業を実施
- 13 ◇日本共済協会が一般社団法人へ移行
 - ◆全労済協会が一般財団法人へ移行
 - ◆NOSAI協会が公益社団法人へ移行
 - ◇防衛省職員生活協同組合(防衛省生協)、神奈川県民共済生活協同組合(神奈川県民共済)、中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)の3団体が、賛助会員加入
- 14 ◆改正中小企業等協同組合法の施行(事業協同組合の火災共済事業の範囲拡大等)
 - ◇日本共済協会が国際協同組合同盟(ICA)に准会員として加盟
 - ◆日火連が中小企業共済を吸収合併
- 16 ◆改正農業協同組合法の施行(共済契約締結時の情報提供義務・意向把握義務の導入等)
 - ◇「共済と保険」誌1959年の創刊から通巻で700号を発行
- 18 ◆農業災害補償法の農業保険法への改正(農業経営収入保険事業の創設等)
 - ◆日本協同組合連携機構(JCA)の設立
 - ◇日本共済協会がJCAに第2号会員として加盟
 - ◇開業医共済協同組合(開業医共済)が賛助会員加入
- 19 ◆全労済が、愛称「こくみん共済 coop」を策定

3 共済に関する基本用語

■共済掛金（きょうさいかけきん）

共済契約の保障に対して、共済契約者が払い込むお金のことをいいます。

■共済期間（きょうさいきかん）

共済者（共済団体）が共済契約者に約束する保障の期間をいいます。

■共済金（きょうさいきん）

共済事故が発生したときに、共済者（共済団体）が共済金受取人に支払うお金のことをいいます。

■共済金受取人（きょうさいきんうけとりじん）

共済金を受け取る人のことをいいます。

■共済金額（きょうさいきんがく）

共済契約上、共済事故が発生した場合に保障する共済証書に記載された金額のことをいいます。

■共済契約者（きょうさいけいやくしゃ）

共済契約を締結し、共済契約上の権利（例えば、契約内容変更の請求権など）を有し、義務（例えば、共済掛金支払義務など）を負う人をいいます。

■共済事故（きょうさいじこ）

共済金や給付金が支払われる出来事として共済約款に定められているもので、被共済者の死亡、後遺障害、建物の火災などがその例です。

■共済証書（きょうさいしょうしょ）

共済金額、共済期間、共済掛金などの契約内容を具体的に記載したものです。

■共済約款（きょうさいやくかん）

共済契約について、「共済金の支払いや契約変更、消滅」の取決めなどを記載したものです。

■失効（しつこう）

共済掛金の払込猶予期間を過ぎても共済掛金の払込みがない場合に、共済契約の効力が失われることをいいます。

■主契約（しゅけいやく）

共済契約の基本部分で、これだけで共済契約として成立する部分をいいます。

■責任開始日（せきにんかいしび）

共済者（共済団体）が共済契約にもとづき保障を開始する日をいいます。

■特約（とくやく）

主契約の保障内容を充実させるため、主契約に付帯し保障内容を充実させるものをいいます。単独で契約することはできません。

■払込猶予期間（はらいこみゆうよきかん）

第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、猶予される期間のことをいいます。

■被共済者（ひきょうさいしゃ）

生命共済契約においては、その人の生死などが保障の対象とされる人をいいます。損害共済契約においては、事故によって負った損害等に関して共済金が支払われる対象となる人をいいます。

■返れい金（へんれいきん）

共済契約が解約された場合などに、共済契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

■満期（まんき）

共済契約の保障期間が満了する時のことをいいます。

■免責（めんせき）

共済事故が発生していても、一定の事由により、共済者（共済団体）が共済金の支払いを免れることをいいます。

■割戻金（わりもどしきん）

毎年の決算において剰余が生じた場合に、共済契約者に分配して支払われる（還元される）お金をいいます。

4 小誌の作成にご協力いただいた共済団体一覧

日本共済協会の正会員・賛助会員

〈正会員〉

全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）
全国共済水産業協同組合連合会（JF 共水連）
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）
日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）
全国大学生協共済生活協同組合連合会（大学生協共済連）
全国生活協同組合連合会（全国生協連）
全国共済生活協同組合連合会（生協全共連）
全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）
共栄火災海上保険株式会社（共栄火災）

〈第Ⅰ種賛助会員〉

公益社団法人 全国農業共済協会（NOSAI協会）

〈第Ⅱ種賛助会員〉

防衛省職員生活協同組合（防衛省生協）
神奈川県民共済生活協同組合（神奈川県民共済）
中小企業福祉共済協同組合連合会（中済連）
開業医共済協同組合（開業医共済）

日本共済協会の正会員・賛助会員以外の団体

埼玉県民共済生活協同組合（埼玉県民共済）
全国電力生活協同組合連合会（全国電力生協連）
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（全国交運共済）
日本郵政グループ労働者共済生活協同組合（JP共済生協）
電気通信産業労働者共済生活協同組合（電通共済生協）
教職員共済生活協同組合（教職員共済）
全国郵便局長生活協同組合（全特生協組合）
全国酒販生活協同組合（全国酒販生協）
全国たばこ販売生活協同組合（全国たばこ販売生協）
全国町村職員生活協同組合（全国町村職員生協）
生活協同組合全国都市職員災害共済会（都市生協）
警察職員生活協同組合（警察職員生協）
生活協同組合全日本消防人共済会（全日本消防人共済会）
全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）
日本食品衛生共済協同組合（日食共組）
公益財団法人 都道府県センター（都道府県センター）
公益社団法人 全国市有物件災害共済会（市有物件）
一般財団法人 全国自治協会（自治協会）
公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構（全国公営住宅火災共済機構）
公益財団法人 特別区協議会（特別区協議会）
全国漁業共済組合連合会（漁済連）
日本漁船保険組合（漁船保険）

日本の共済事業 ファクトブック 2021

発行 一般社団法人 **日本共済協会**

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-5-3
建成新宿ビル 6 階

TEL 03 (5368) 5751

FAX 03 (5368) 5760

<https://www.jcia.or.jp/>

2021年12月発行 印刷／音羽印刷（株）



一般社団法人 日本共済協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-5-3 建成新宿ビル6階
TEL 03 (5368) 5751 FAX 03 (5368) 5760

<https://www.jcia.or.jp/>

